

---

## はじめに

障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりは、すべての市民の共通の願いであります。

本市では、平成12年度に「千葉市障害者保健福祉推進計画」（平成13年度から平成17年度まで）を策定し、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供や、建物、交通、情報等を含めたハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化などの障害者施策を着実に進めて参りました。

この間、国では、障害者が利用する福祉サービスを措置から契約へ転換した「支援費制度」をはじめ、これまで障害者施策の狭間にあった発達障害のある人たちを支援するための「発達障害者支援法」や障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための「障害者自立支援法」が制定されるなど、障害のある人もない人も共に地域で生活が送れるように支援が進められています。

こうした新たな障害者施策の動きを踏まえ、千葉市障害者保健福祉計画の最終年度にあたり、誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い地域で自立して暮らせるまちの実現を目指し、保健・福祉、教育、生活環境など、様々な分野にわたる施策を総合的に推進するため、このたび「千葉市障害者計画」を策定しました。

今後は、この計画を着実に実行し、誰もが安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会づくりに向け、全力で取り組んで参りますので、どうか、市民の皆様方には、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、関係団体をはじめ千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

千葉市長 鶴岡 啓一



---

## 目次

第1部 総論	1
計画策定の趣旨	1
1 障害者施策をめぐる動き	1
2 計画策定の趣旨	3
位置づけ・他計画との関係	4
1 位置づけ	4
2 他計画との関係	4
計画期間	5
「障害者」とは	5
計画の構成	6
基本理念	7
基本目標	7
計画の視点	8
1 障害者の自立支援	8
2 バリアフリーのまちづくり	8
3 障害特性に応じた支援	8
4 参加と協働	8
障害者の状況	9
1 障害者数の状況	9
2 相談の状況	16
第2部 各論	23
1 地域生活支援	23
(1) 相談・情報提供の充実	23
(2) 在宅サービスの充実	26
(3) 社会復帰支援	28
(4) コミュニケーション支援	30
(5) 福祉用具利用支援	31
(6) 地域生活の場・地域活動の場の整備	32
(7) 施設サービスの充実	33
(8) 経済的支援	35

(9) 権利擁護の推進 .....	37
(10) 文化・スポーツ活動の推進 .....	38
(11) 多様なボランティア活動の推進 .....	40
2 雇用・就労 .....	42
(1) 雇用促進と就労支援 .....	42
(2) 福祉的就労の支援 .....	44
3 生活環境 .....	46
(1) 住環境の整備 .....	46
(2) 公共施設等の整備 .....	48
(3) 安全な交通の確保 .....	49
(4) 防犯・防災体制の整備 .....	51
4 保健・医療 .....	53
(1) 障害の予防と早期発見・早期対応 .....	53
(2) 障害者保健・医療体制の充実 .....	55
5 教育・育成 .....	57
(1) 就学前療育の充実 .....	57
(2) 学校教育の充実 .....	59
(3) 放課後対策等の充実 .....	61
(4) 生涯学習機会の充実 .....	62
6 啓発・広報 .....	63
(1) 啓発・広報活動の推進 .....	63
(2) 交流活動の推進 .....	65
(3) 福祉教育の推進 .....	66
(4) 企業等に対する障害者理解の促進 .....	67
第3部 計画の推進に向けて .....	68
1 市内の協力体制 .....	68
2 専門機関・当事者団体・民間事業者・ボランティア団体等との協力 .....	68
3 当事者の障害者施策への参加 .....	68
4 計画の弾力的運用 .....	68

---

## 資料編

1 障害者（児）実態調査の概要 .....	69
2 計画策定関係資料 .....	80
3 主な用語解説 .....	84

注)本文中で\*印のついている用語は、用語解説で取り上げているものです。

---

# 第1部 総論

## 計画策定の趣旨

### 1 障害者施策をめぐる動き

#### (1) 国の動き

近年、障害者をめぐる施策の状況には、様々な変化が見られます。国では、平成14年12月に「障害者対策に関する新長期計画」に代わる「障害者基本計画」が策定されました。この計画では、従来の「リハビリテーション\*」及び「ノーマライゼーション\*」の理念を継承し、ユニバーサルデザイン\*によるまちづくりや建築・交通のバリアフリー化を推進すると同時に、情報のバリアフリー化や精神障害者施策への対応等、10年間の障害者施策の基本的な方向が示されました。特に精神障害者施策については、平成14年度からグループホームへの入所やホームヘルプサービスなどの居宅生活支援事業も制度化され、地域生活支援の重要性が示されています。

また、福祉サービスの提供においても、行政による「措置」から、利用者が事業者やサービスを選択し、事業者と対等に「契約」する制度へと、その仕組みが大きく変更されました。この「措置」から「契約」への制度の変更は、平成12年4月に介護保険法が施行され、高齢者介護で実施された後、平成15年4月から、障害者の自己決定の実現という観点から、支援費制度が始まりサービス利用についても、障害者本人と事業者間の契約方式に移行されました。

この支援費制度は、障害者自身がサービスを選択する仕組みへの転換として、新たな障害者のニーズを引き出すなど、一定の役割を果たしました。しかし、精神障害者が含まれていないこと、サービス需要の拡大により財政的に厳しい状況となるなど、制度の問題も指摘されました。

このようなことから、平成16年には、障害者施策のグランドデザイン案が示され、障害者施策の総合化<sup>1</sup>や、自立支援型システムへの転換<sup>2</sup>の考え方が打ち出され、平成17年10月には障害保健福祉制度の基盤と持続可能性の強化を目指した「障害者自立支援法\*」（以下、「自立支援法」）が成立しました。

## 1 障害者施策の総合化

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児に関する施策は、それぞれ障害の種類ごとに施策が展開されてきました。しかし、年齢や障害種別等にかかわらず、できるかぎり身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくりを進めるため、一元的な支援を行うこととしています。

## 2 自立支援型システムへの転換

障害者の自立を支援するため、「障害者が就労を含めて、その人らしく自立して地域で暮し、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進める」こととしています。

### (2) 市の取り組み

本市は、昭和56年5月18日、国から「障害者福祉都市」の指定を受けて以来、「誰もが住みよい街づくり」「バランスのとれた魅力あふれる福祉の街づくり」を目指し、各種の障害者施策を推進してまいりました。

近年には、障害者保健福祉施策のさらなる積極的な展開を図るため、平成12年度に「千葉市障害者保健福祉推進計画」（平成13年度～平成17年度）を策定し、精神保健福祉の普及啓発と市民のこころの健康の保持増進を図るため、平成13年7月に「こころの健康センター」を開設しました。

平成15年4月には、障害児療育の充実を図るため、大宮学園の改築にあわせ、知的障害児通園施設に加え新たに肢体不自由児通園施設を開設するとともに児童デイサービスを実施しました。また、現在、重症心身障害児施設桜木園の入所機能の充実を図る定員増や、在宅支援の強化を目指し短期入所事業の定員増、更には通園事業の開始などに対応した改築を進めています。

さらに、障害者の地域生活を支援するためホームヘルプサービス事業者の参入促進、グループホーム・生活ホームといった生活の場の確保やワークホーム\*等の日中活動の場の整備促進、各種相談事業の拡充を図るとともに、安全安心なまちづくりを推進するため、公共建築整備指針の策定や歩道の段差解消・視覚障害者誘導用

---

ブロックの設置を進めてきました。

このように、計画に基づき基本目標である「自立した地域生活を送ることができるまちの実現」のため、「ノーマライゼーション<sup>\*</sup>」の理念に基づき、福祉、保健、教育、まちづくりなど幅広い分野にわたる障害者施策の着実な推進につとめてきました。

しかし、一般就労支援への取り組みや福祉的就労に対する支援の強化、精神障害者の社会的入院の解消、障害者に対する人権侵害や差別の存在など、障害のある人が地域社会の中で真に自立して生活していくためには、様々な課題が残されています。

## 2 計画策定の趣旨

今回の計画では、自立支援法<sup>\*</sup>の成立や発達障害者支援法<sup>\*</sup>の施行など障害者施策の大きな転換期を迎えた中で、新しい状況や様々な課題に対応すべく、これまでの計画の理念を引き継ぎ、「千葉市新総合ビジョン」の施策展開の基本方向である「安心して暮らせる健康福祉のまちを創る」の実現に向け、障害のある人もない人も共に暮らせる共生の地域社会を目指し、障害者が地域住民の一員として、安心して自立した地域生活を送ることができるよう、障害者の社会参加を促進するとともに、就労を含めた自立支援や地域生活支援の充実を図るため、雇用、生活環境、保健・医療、教育など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

## 位置づけ・他計画との関係

### 1 位置づけ

「千葉市新総合ビジョン」を上位計画とする個別部門計画であり、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく「障害者計画」です。

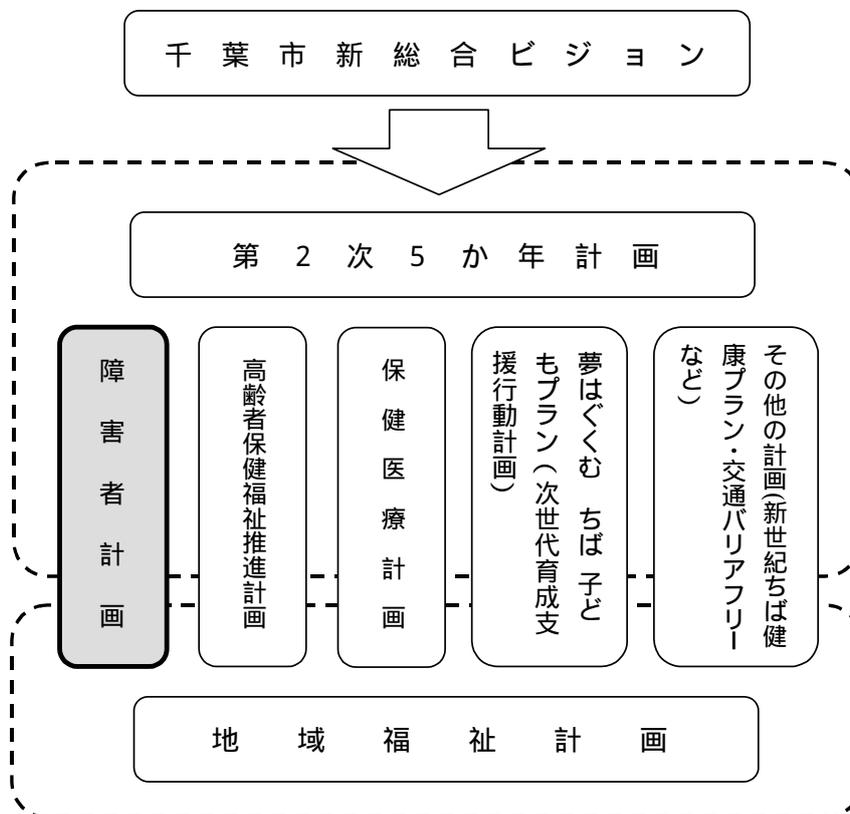
なお、本計画の策定段階では、自立支援法\*の詳細が明らかとなっていないため、障害福祉サービスは、現行の事業体系や施設体系で整理しています。

今後、3年間に必要な障害福祉サービスの種類や必要な量の見込み、又その確保のための方策等については、平成18年度に策定する自立支援法\*に基づく「障害福祉計画」の中に盛り込むこととします。

### 2 他計画との関係

「地域福祉計画」や「高齢者保健福祉推進計画」、「保健医療計画」、昨年度策定された「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）」などとの整合性を図っています。

#### ○各計画との関係（イメージ図）



---

## 計画期間

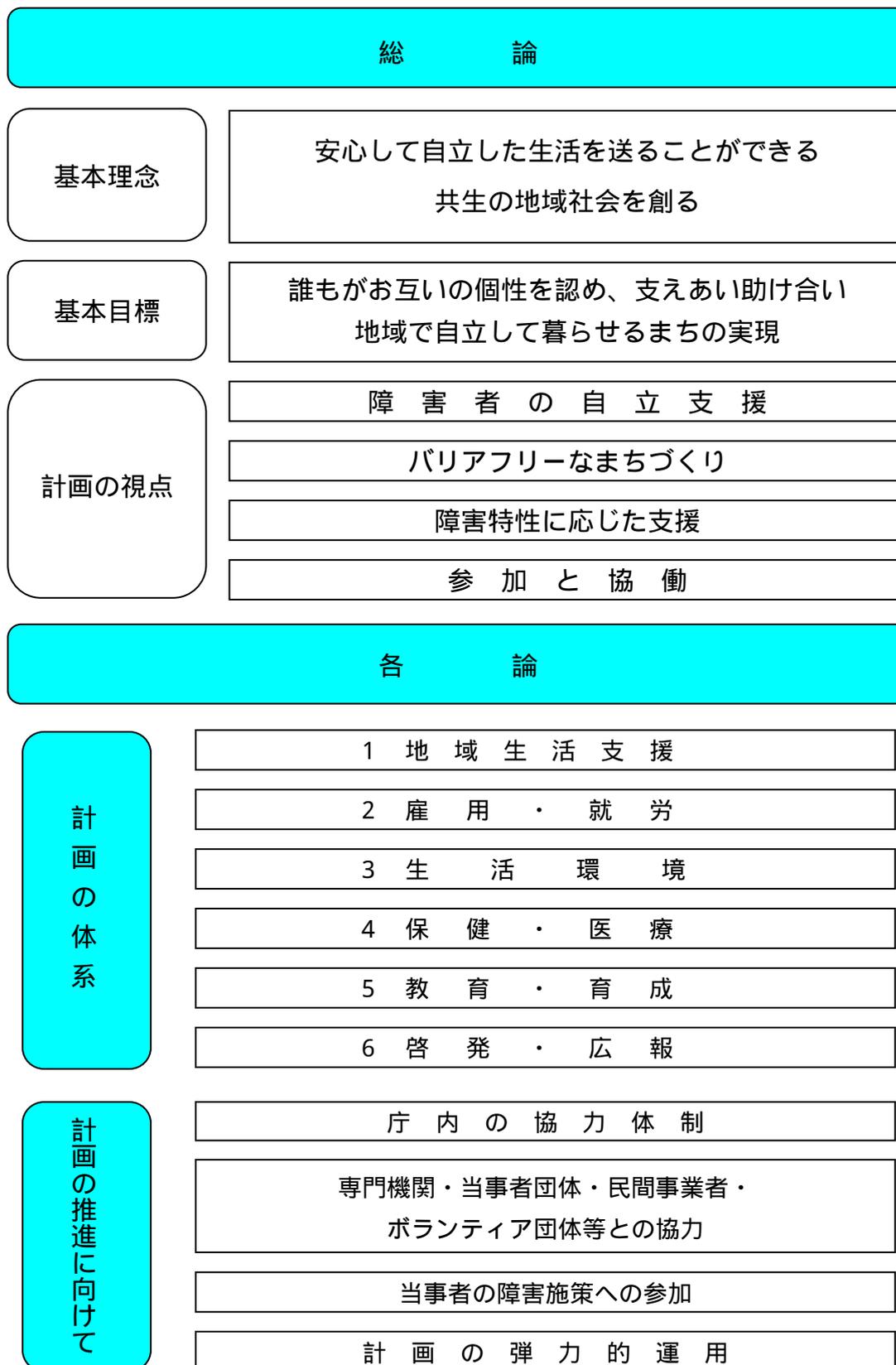
本計画の期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とします。

## 「障害者」とは

本計画の対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害\* 者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人をいいます。

## 計画の構成

障害者計画の構成は、次のとおりです。



---

## 基本理念

安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る

地域には様々な人が暮らしています。誰もが参加、参画できる共生の地域社会は、その地域に暮らしている人たちがお互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って主体的に取り組むことにより実現できるものです。

障害者の地域社会への参加、参画を確かなものとするためには、障害者の活動を制限し、地域社会への参加を制約している要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

市民の誰もが障害の有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、地域生活の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成などソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を強力に推進して、「安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会」を創り、全ての障害者の自立と社会参加の実現を目指します。

## 基本目標

誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い  
地域で自立して暮らせるまちの実現

共生の地域社会においては、障害のある人も地域における構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに、地域のあらゆる活動に参加、参画するとともに、地域社会の一員として責任を分かち合い、支える役割も期待されています。

地域で暮らす全ての人たちが、お互いの個性を認めながら、「支えあい助け合い地域で自立して暮らせるまちを実現」するため、その基盤となる住宅、施設、交通等の整備を一層推進するとともに、障害者一人ひとりが持つ能力や個性、適性に応じた日常生活の支援体制の強化を目指していきます。

## 計画の視点

### 1 障害者の自立支援

障害者の自立とは、障害のある人が持っている能力や適性に応じ、日常生活や社会生活でその役割を担いながら生活していくことです。障害者の自立を確かなものとするためには、地域で自立した生活が送れるよう、適切な障害福祉サービスの提供を行うとともに、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる共生の地域社会を創っていく必要があります。

### 2 バリアフリーのまちづくり

市では、ユニバーサルデザイン\*の考え方を建物や交通等に活かし、誰もが安心して外出でき、地域で活動できるよう、歩道の段差解消をはじめ、公共施設や駅でのエレベーターの設置などバリアフリー化を進めていますが、未だ十分とはいえない状況であり、今後、更なるバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

また、障害に対する理解を広める活動の継続や障害者の社会参加を一層進め、福祉のこころの醸成いわゆる「こころのバリアフリー」の推進に努め、障害があることで差別や不利益を受けることのないよう地域の誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

### 3 障害特性に応じた支援

障害者施策の総合化を進める一方で、障害の種類にはそれぞれ特性があり、求められる支援の内容は、その種類や種別により異なります。障害者のライフステージ\*に合わせた個々のニーズに適切に対応していくため、障害の種類に応じた専門性に基づく支援体制を整備するとともに、障害の特性への理解を深め協力して、地域での生活を支え合う体制を整備していく必要があります。

### 4 参加と協働

年齢や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことが必要です。

障害者の自立支援のためには、市、当事者団体、地域住民、事業者、ボランティア団体などが協働しながら、障害者自身も地域住民の一員としてあらゆる場面に参加、参画し、地域における障害者福祉を確かなものとしていく必要があります。

## 障害者の状況

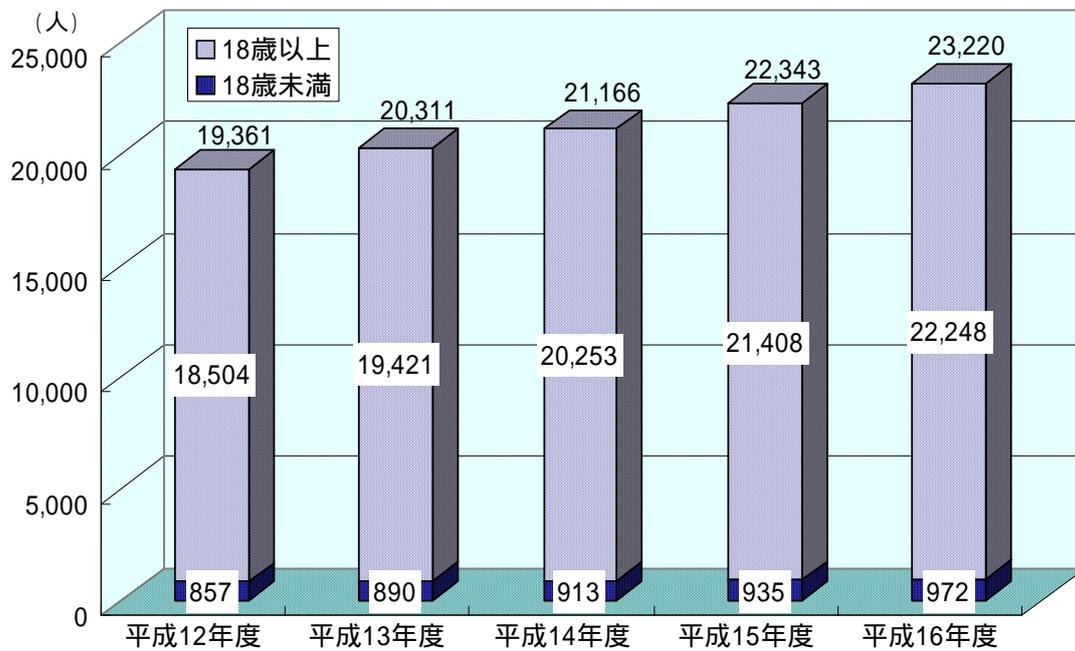
### 1 障害者数の状況

#### (1) 身体障害者

身体障害者手帳の交付状況の推移

身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、平成 12 年の 19,361 人から徐々に増加傾向にあり、平成 16 年には 23,220 人となっています。

図表 1-1 身体障害者手帳の交付状況の推移



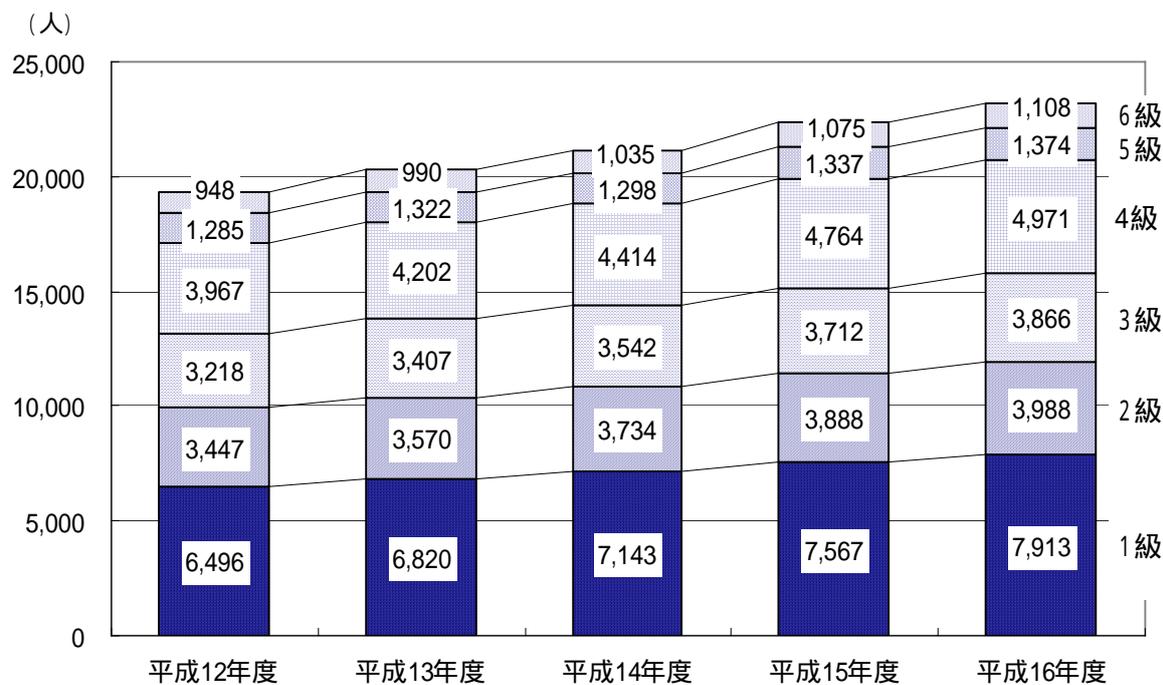
(人)

年齢階層	年度				
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
全体	19,361	20,311	21,166	22,343	23,220
18 歳未満	857	890	913	935	972
18 歳以上	18,504	19,421	20,253	21,408	22,248

等級別身体障害者手帳の交付状況の推移

等級別に身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、各年度とも1級と2級で半数を占めている上、特に1級で増加しています。

図表 1-2 等級別身体障害者手帳の交付状況の推移



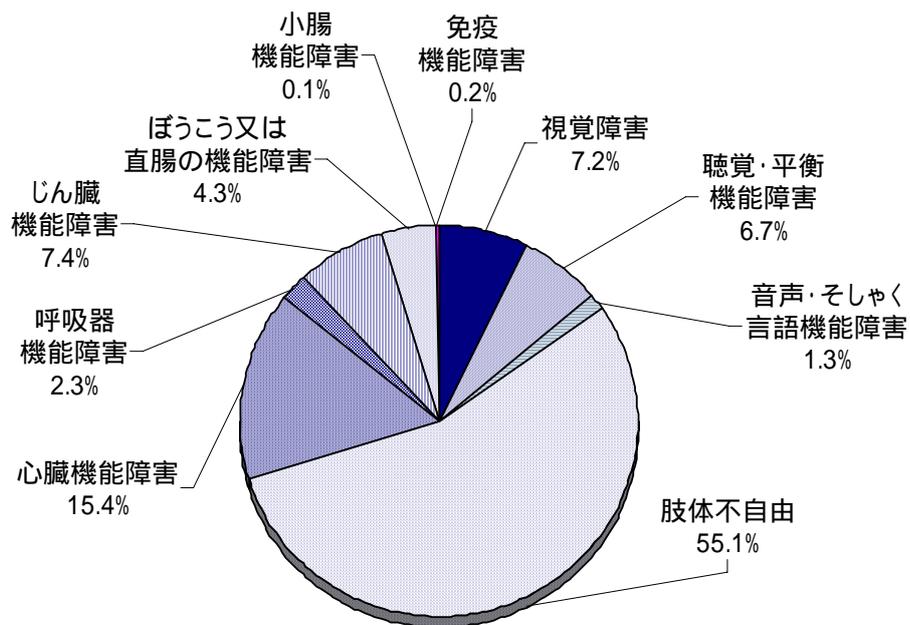
(人)

等級 \ 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
1 級	6,496	6,820	7,143	7,567	7,913
2 級	3,447	3,570	3,734	3,888	3,988
3 級	3,218	3,407	3,542	3,712	3,866
4 級	3,967	4,202	4,414	4,764	4,971
5 級	1,285	1,322	1,298	1,337	1,374
6 級	948	990	1,035	1,075	1,108

身体障害者手帳の交付状況（内訳）

身体障害者手帳の交付状況の内訳をみると、「肢体不自由」が55.1%で最も割合が高く、過半数を占めています。次いで「心臓機能障害」が15.4%となっています。

図表 1-3 身体障害者手帳の交付状況（内訳）：平成16年度



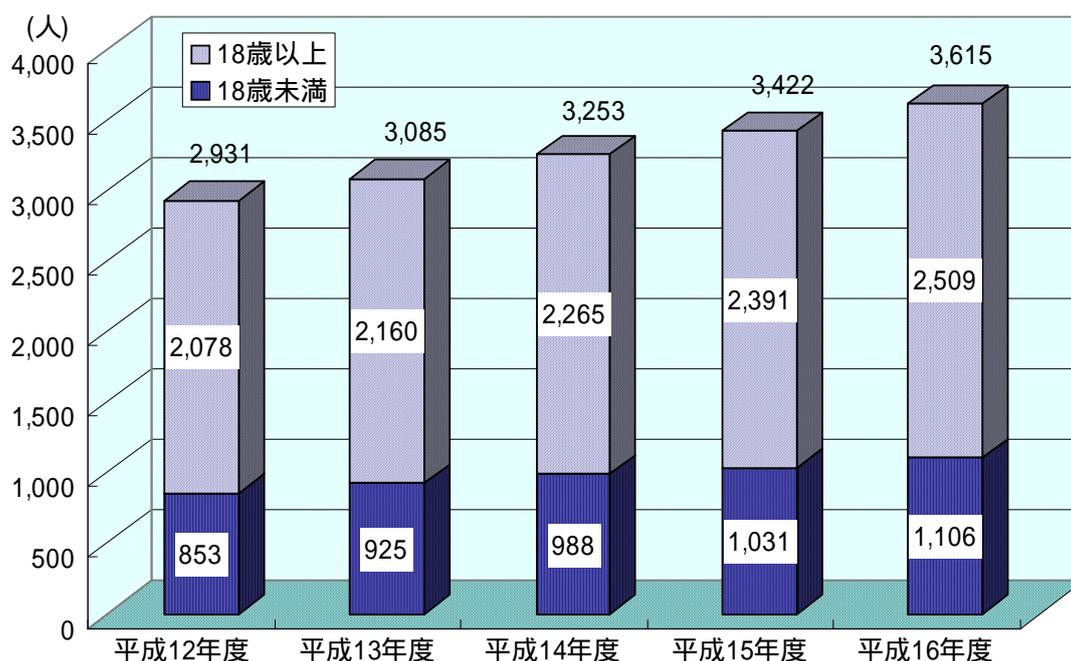
障害部位	人	%
身体障害児・者：全体	23,220	100.0%
視覚障害	1,661	7.2%
聴覚・平衡機能障害	1,560	6.7%
音声・そしゃく・言語機能障害	295	1.3%
肢体不自由	12,803	55.1%
心臓機能障害	3,583	15.4%
呼吸器機能障害	527	2.3%
じん臓機能障害	1,719	7.4%
ぼうこう又は直腸の機能障害	1,000	4.3%
小腸機能障害	26	0.1%
免疫機能障害	46	0.2%

(2) 知的障害者

療育手帳の交付状況の推移

療育手帳の交付状況の推移をみると、平成 12 年の 2,931 人から徐々に増加傾向にあり、平成 16 年には 3,615 人となっています。18 歳未満の比率は、全体の 3 割程度を占めています。

図表 1-4 療育手帳の交付状況の推移



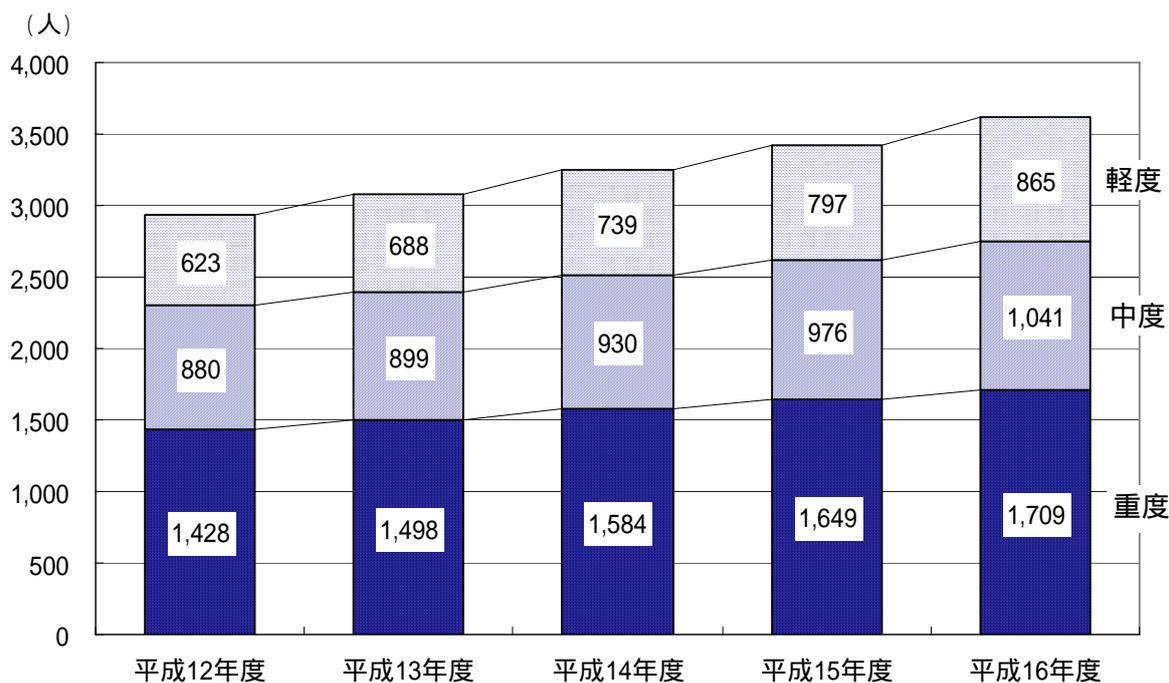
(人)

年齢階層	年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	全体		2,931	3,085	3,253	3,422
18 歳未満		853	925	988	1,031	1,106
18 歳以上		2,078	2,160	2,265	2,391	2,509

障害程度別療育手帳の交付状況の推移

障害程度別に療育手帳の交付状況の推移を見ると、特に重度と軽度が増加しています。

図表 1-5 障害程度別療育手帳の交付状況の推移



(人)

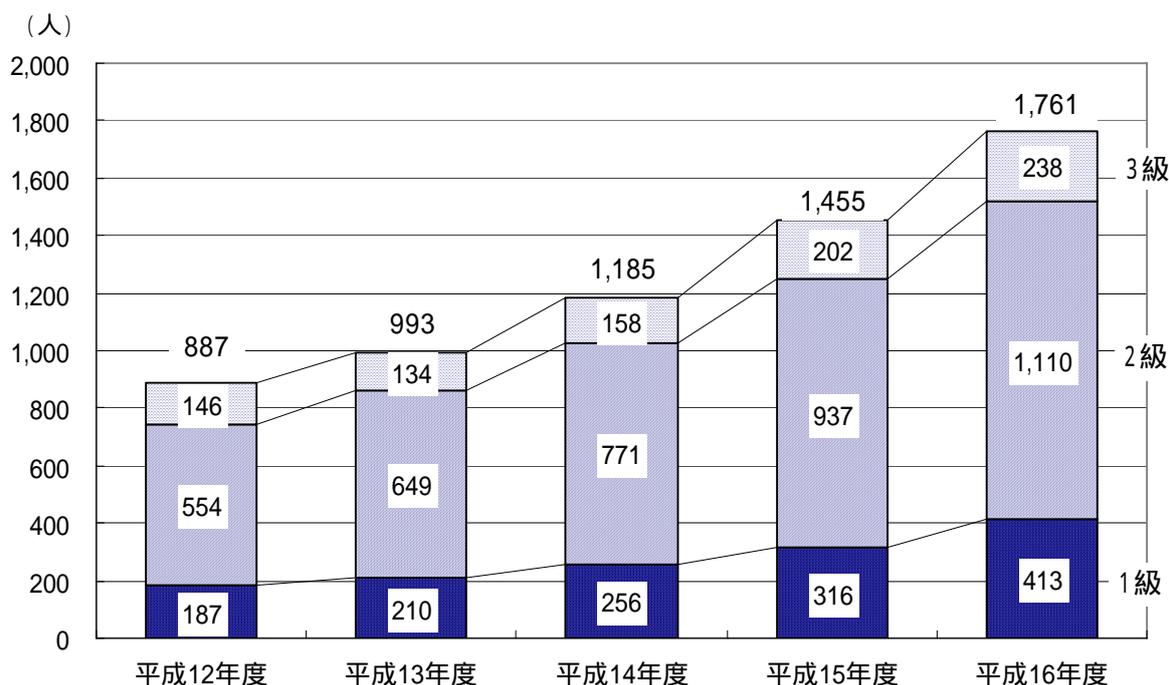
年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
重度	1,428	1,498	1,584	1,649	1,709
中度	880	899	930	976	1,041
軽度	623	688	739	797	865

(3) 精神障害者

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、平成12年度の887人から、平成16年度には1,761人となっており、4年間で約2倍となっています。また、等級では2級が最も大きく増えています。

図表 1-6 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(人)

等級	年度				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
全体	887	993	1,185	1,455	1,761
1級	187	210	256	316	413
2級	554	649	771	937	1,110
3級	146	134	158	202	238

精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

精神障害者の通院医療費公費負担患者数の推移をみると、総数は、平成 12 年の 4,981 人から、平成 16 年には 7,524 人となっています。平成 16 年度の内訳をみると、「そううつ病」が 3,082 人で最も多く、次いで「統合失調症」が 2,184 人となっています。

図表 1-7 精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

(人)

病名		年度				
		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
総 数		4,981	5,477	6,037	6,644	7,524
統 合 失 調 症		1,663	1,797	1,874	1,986	2,184
そ う う つ 病		1,913	2,169	2,347	2,619	3,082
脳器質性 精神障害	認 知 症	30	30	34	33	59
	そ の 他	16	19	20	33	40
中毒性 精神障害	アルコール中毒	82	83	91	89	98
	覚せい剤中毒	20	23	34	40	39
	その他の中毒	25	20	30	34	33
その他の精神疾患		108	111	115	100	107
知 的 障 害		31	32	35	47	57
人 格 障 害		23	24	33	39	47
精 神 神 経 症		313	376	449	560	667
て ん か ん		437	458	486	476	495
その他	心因反応	130	131	121	72	37
	そ の 他	9	7	9	13	29
不 明		181	197	359	503	550

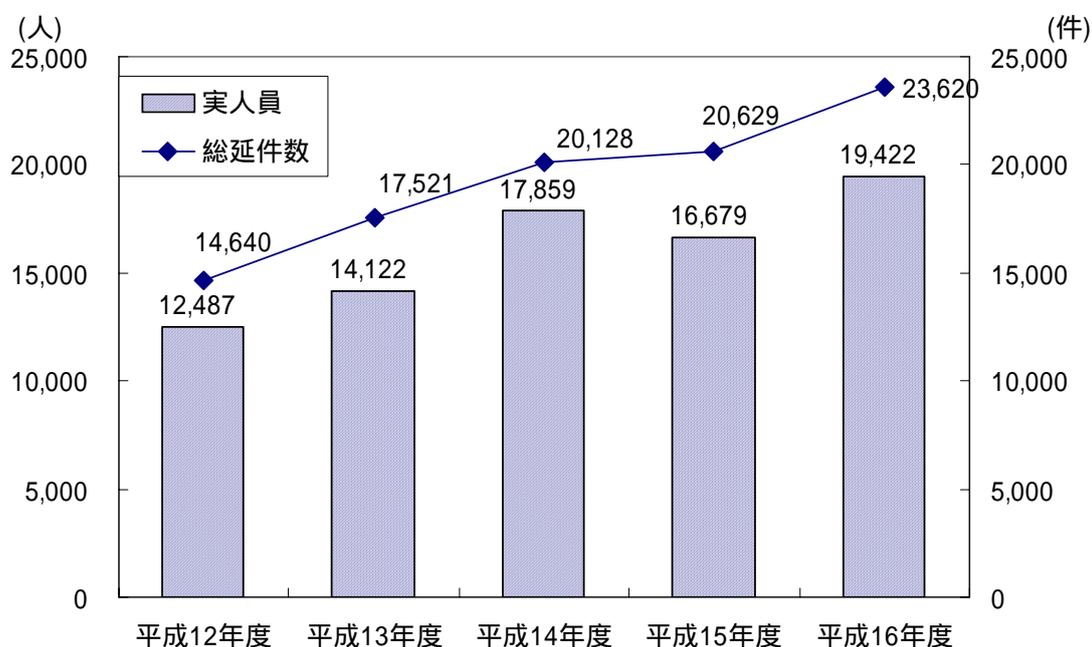
## 2 相談の状況

### (1) 身体障害者

#### 相談状況の推移

福祉事務所における相談状況の推移をみると、総延件数は、平成12年度の14,640件から、平成16年度には23,620件へと増加しています。各年の実人員数は、1万人強から2万人弱で推移しています。

図表 1-8 相談状況の推移（身体障害者）

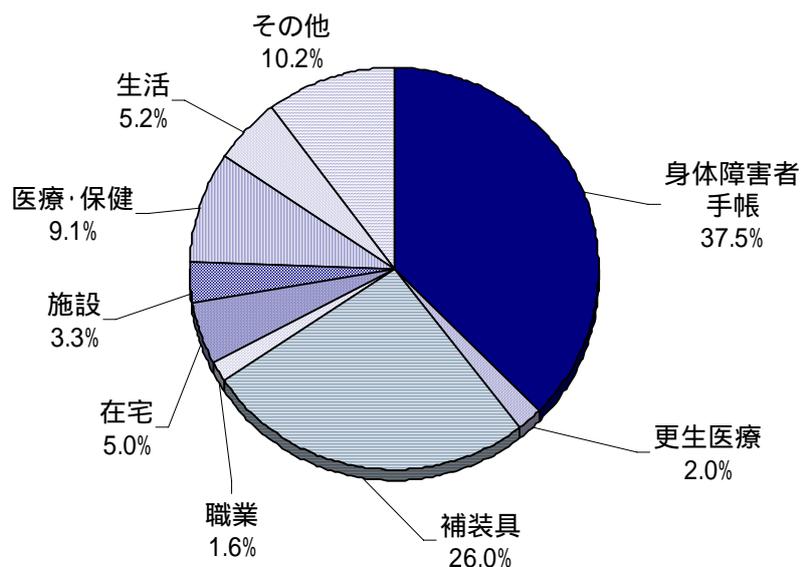


内容	年度				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
実人員(人)	12,487	14,122	17,859	16,679	19,422
総延件数(件)	14,640	17,521	20,128	20,629	23,620

## 総延相談件数の内訳

平成 16 年度の総延相談件数の内訳をみると、「身体障害者手帳」が 37.5%で最も割合が高く、次いで「補装具」が 26.0%を占めています。

図表 1-9 総延相談件数の内訳：平成 16 年度（身体障害者）



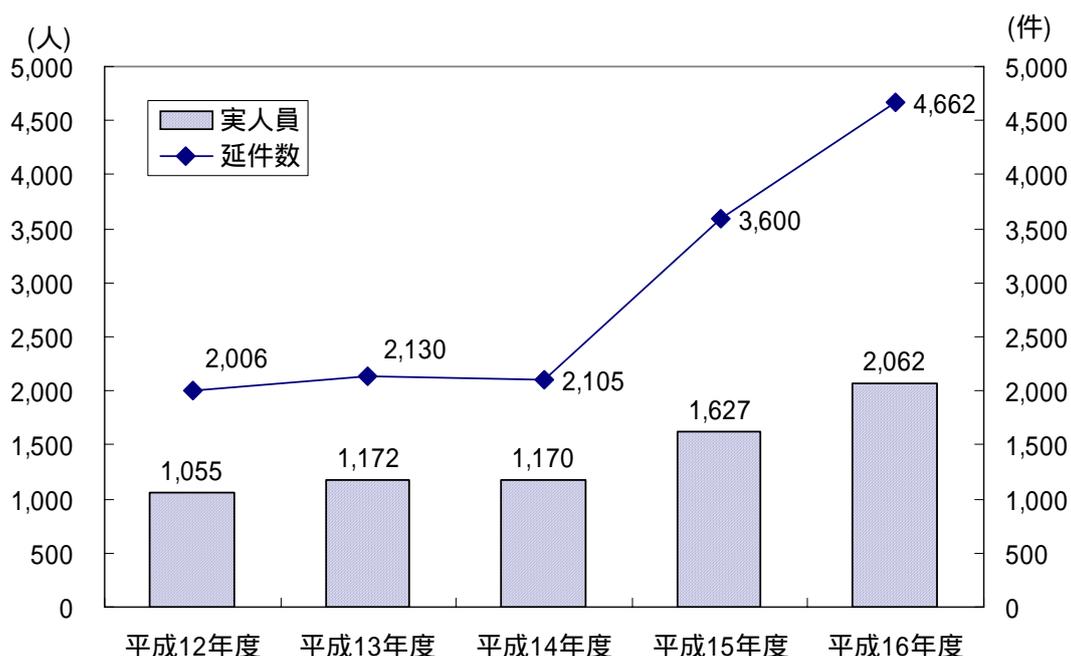
相談内容	件	%
延件数	23,620	100.0%
身体障害者手帳	8,862	37.5%
更生医療	467	2.0%
補装具	6,137	26.0%
職業	388	1.6%
在宅	1,180	5.0%
施設	785	3.3%
医療・保健	2,155	9.1%
生活	1,229	5.2%
その他	2,417	10.2%

(2) 知的障害者

相談状況の推移

福祉事務所における相談状況の推移をみると、延件数は、平成 12 年度の 2,006 件から、平成 16 年度には 4,662 件と、2 倍以上に増加しています。

図表 1-10 相談状況の推移（知的障害者）

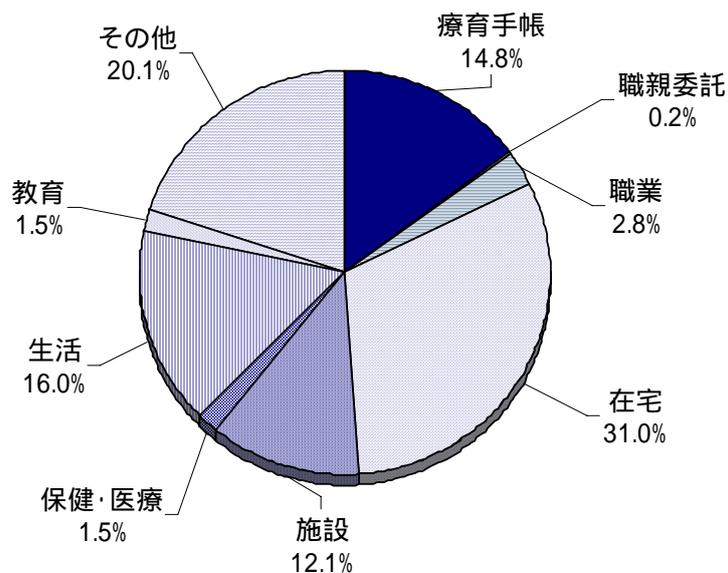


内容	年度				
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
実人員 (人)	1,055	1,172	1,170	1,627	2,062
延件数 (件)	2,006	2,130	2,105	3,600	4,662

## 延相談件数の内訳

平成 16 年度の延相談件数の内訳をみると、「在宅」が 31.0%、「生活」が 16.0%、「療育手帳」が 14.8%を占めています。

図表 1-11 延相談件数の内訳：平成 16 年度（知的障害者）



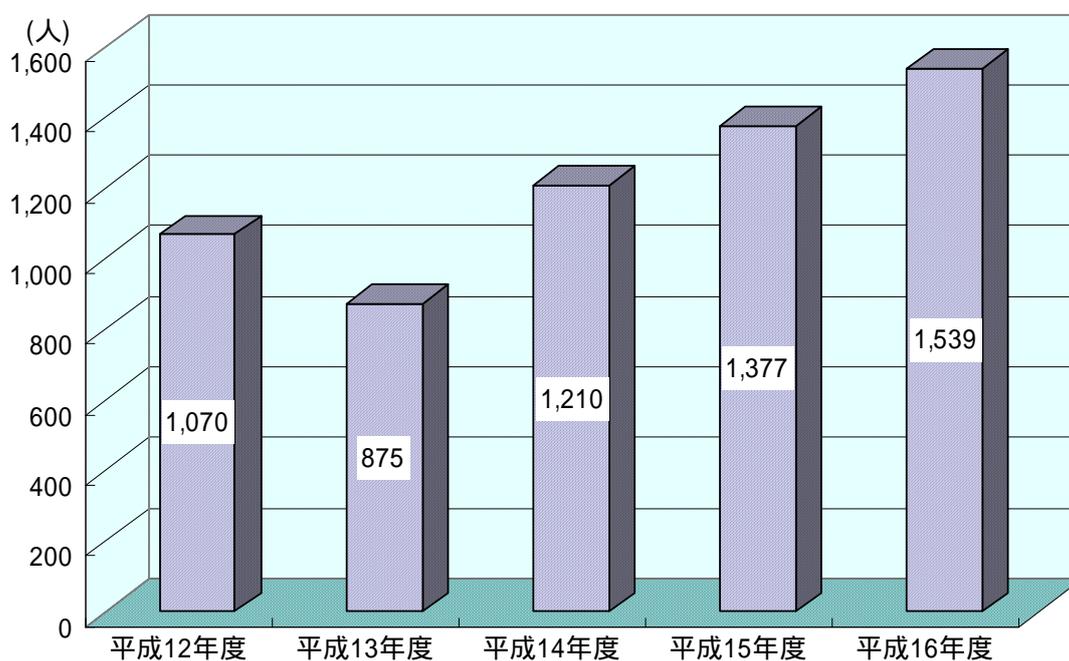
相談内容	件	%
延件数	4,662	100.0%
療育手帳	691	14.8%
職親委託	10	0.2%
職業	130	2.8%
在宅	1,443	31.0%
施設	565	12.1%
保健・医療	71	1.5%
生活	746	16.0%
教育	71	1.5%
その他	935	20.1%

(3) 精神障害者

精神保健相談・訪問指導状況の推移

保健所、保健センターにおける精神保健相談・訪問指導状況の推移をみると、延件数は、平成12年度の1,070人から、平成16年度には1,539人へと増加しています。

図表 1-12 精神保健相談・訪問指導状況の推移（精神障害者）



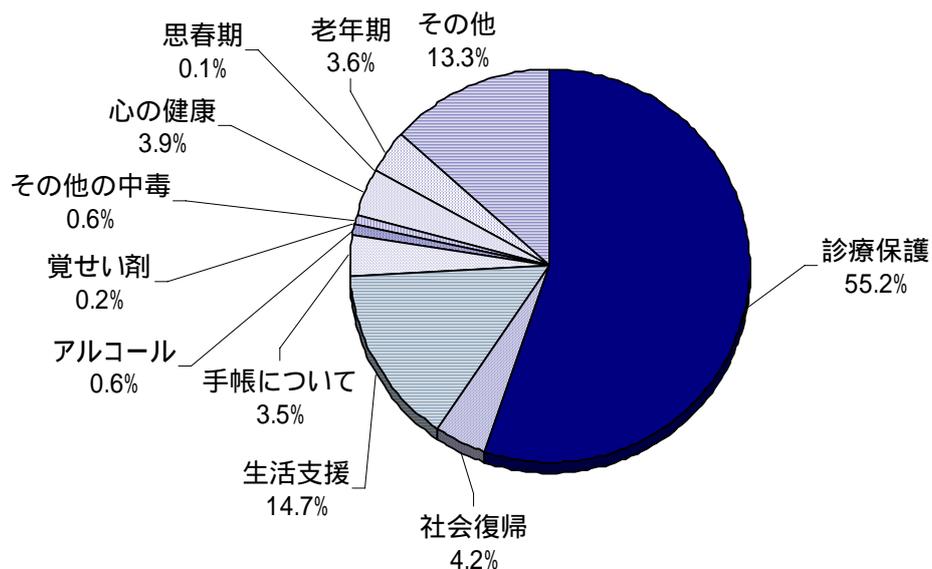
(人)

内容	年度				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
精神保健相談・訪問指導状況	1,070	875	1,210	1,377	1,539

相談・訪問指導種別の内訳

平成 16 年度の精神保健相談・訪問指導種別の内訳をみると、「診療保護」が 55.2% と過半数を占めています。

図表 1-13 相談・訪問指導種別の内訳：平成 16 年度（精神障害者）



種別	件	%
総数	1,539	100.0%
診療保護	849	55.2%
社会復帰	65	4.2%
生活支援	226	14.7%
手帳について	54	3.5%
アルコール	10	0.6%
覚せい剤	3	0.2%
その他の中毒	10	0.6%
心の健康	60	3.9%
思春期	2	0.1%
老年期	55	3.6%
その他	205	13.3%



---

## 第2部 各論

### 1 地域生活支援

今後の障害者施策では、障害者が地域で自立して生活していくことを支援する仕組みづくりが求められています。また、障害者自身も地域住民の一員として、就労も含めて自分らしく地域への貢献をし、障害のある人もない人も、共に支え合うことが求められています。

また、生活の場、活動の場の整備や、精神障害者の社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の一層の充実も必要です。

#### (1) 相談・情報提供の充実

##### ■ 現状と課題

本市では、保健福祉総合相談窓口、障害者相談センター及びこころの健康センターを設置するとともに、障害者施設での各種相談支援事業等の実施により、相談や情報提供が受けられる体制を整備してきました。しかし、障害者が個々に直面している様々な問題や課題には、必ずしも充分に応えられていませんでした。

障害者が地域で自立して生活していくためには、さらに身近なところで気軽に相談や情報提供ができる体制の整備が必要です。

##### ■ 施策の方向性

今後は、障害者が身近なところで、いつでも相談や情報提供ができる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。また、専門的な相談員やピアカウンセラー\*の配置を進め、相談する人の立場に立った相談や情報の提供を行います。なお、その際には個人情報の保護についても配慮します。

## ■ 主な事業

事業名	事業内容
発達障害者支援センターの設置  [新規]	自閉症等の発達障害*者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核となる発達障害者支援センターを設置します。  【目標】平成17年度末：- 平成22年度末：1か所  【所管】障害保健福祉課
地域生活支援センターの整備（再掲）  [拡充]	精神障害者からの相談に応じ、必要な指導、助言などを行う地域生活支援センターの整備を促進します。  【目標】平成17年度末：1か所 平成22年度末：4か所  【所管】障害保健福祉課
障害者生活・相談支援の充実  [拡充]	障害者施設で地域における知的障害児(者)、身体障害児の生活支援及び療育相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助、調整を行います。  また、在宅の身体障害者の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供を行います。  【目標】平成17年度末：3か所 平成22年度末：5か所  【所管】障害保健福祉課
保健福祉センターの整備  [拡充]	市民一人ひとりの保健福祉ニーズに合わせた相談からサービス提供まで、総合的かつ効率的に行う保健福祉の拠点施設として、保健福祉センターの各区への整備を推進します。  【目標】平成17年度末：1か所 平成22年度末：全区完成  【所管】保健福祉センター整備室
知的障害者生活支援事業	知的障害者援護施設に生活支援センターを設置し、センターに配置された生活支援ワーカーが地域で自活している知的障害者の家庭や職場を訪問することなどにより、本人の生活上の相談等に応ずるとともに地域生活に必要な支援を行います。  【所管】障害保健福祉課

精神保健福祉相談事業	市民の心の健康の保持増進や精神障害者の早期治療及び社会復帰を促進するため、こころの健康センターでの相談や保健所、保健福祉センターで相談や訪問指導を行います。 【所管】障害保健福祉課
養護教育センター教育相談事業	自閉症等の発達障害*を含めた障害のある児童生徒等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。 【所管】養護教育センター
保健福祉センター総合相談窓口の整備拡充	障害者など保健福祉サービス利用者の視点から、保健福祉センターの「保健福祉総合相談窓口機能」の整備・拡充を図ります。また、インターネット等を利用して市民へのサービスを提供する情報システムを構築します。 【目標】平成 22 年度末までに実施
[拡充]	【所管】保健福祉総務課
市役所コールセンターの設置	市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを設置します。 【目標】平成 22 年度末までにサービス開始
[新規]	【所管】情報化推進課
申請・届出等手続のオンライン化の実現	インターネットを介して自宅や勤務先から市への申請・届出等が行えるよう、県内市町村と共同運営による電子申請サービスを開始します。 【目標】平成 22 年度末までにサービス開始
[新規]	【所管】情報化推進課
K I O S K 端末による電子申請	住民票の写しや各種証明書等を自動交付できる汎用的な自動交付機（K I O S K 端末）を、土日・休日も開館する公民館、図書館などの公共施設、さらにデパートや駅などの利便性の高い場所に設置します。 【目標】平成 22 年度末までにサービス開始
[新規]	【所管】情報化推進課

## (2) 在宅サービスの充実

### ■ 現状と課題

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ事業等は、障害者の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。自立支援法<sup>\*</sup>によって、サービスの位置づけや負担のあり方が変更されますが、これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障害者のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

### ■ 施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。また、多様な移動支援の方法などについて検討します。さらに、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、NPO、ボランティア、企業など、様々な団体や組織が行政との適切な役割分担の下に連携して、地域での障害者の生活を支援していきます。

利用者がサービスを選択し、安心して利用していくために、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討していきます。

## ■ 主な事業

事業名	事業内容
ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、食事、排泄等の身体介護や調理、清掃等の家事援助、外出の際の介助などを行い、障害者（児）や難病患者の居宅での生活を支援します。 【所管】障害保健福祉課、健康医療課
デイサービス事業	障害者施設等で、入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供し、身体障害者や知的障害者の地域での活動を支援します。 また、障害児施設等で、食事、排泄等の指導や遊びを通じた集団生活への適応訓練等を行い、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援します。 【所管】障害保健福祉課
ショートステイ事業	介護者の病気等で、一時的に家庭で介護が受けられない場合に、障害者施設等で短期間預かり、障害者（児）や難病患者とその家族が安心して暮らせるよう支援します。 【所管】障害保健福祉課、健康医療課
身体障害者補助犬給付事業	視覚・肢体不自由・聴覚障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付します。 【所管】障害保健福祉課
重症心身障害児者通園事業 [新規]	重症心身障害児施設「桜木園」の改築整備にあわせ、在宅の重症心身障害児（者）に対して、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等の必要な療育を支援する通園事業を行います。 【所管】障害保健福祉課

ご存知ですか？ NO.1

### 補助犬マーク



「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなど一般的な施設に補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。身体の不自由な人の、身体の一部となって働きます。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

このマークや、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### (3) 社会復帰支援

#### ■ 現状と課題

精神科病院入院患者で地域での受け入れ体制が整えば退院可能なもの、いわゆる社会的入院患者は、全国で約7万人といわれ、国では、入院医療中心から地域生活中心への移行という基本的な方策が推進されています。

本市では、グループホーム、生活ホーム等の生活の場の整備やホームヘルプサービスやデイケアクラブ事業などを通じて、精神障害者の社会復帰を支援してきました。今後は、社会的入院患者の退院を促進するとともに、社会復帰への一層の支援が必要です。

#### ■ 施策の方向性

精神障害者の社会復帰を促進するため、グループホーム、生活ホーム、生活訓練施設等を整備するとともに、地域生活支援センターを中心に、関係機関が連携し、退院に向けての相談や自立支援計画を作成することにより、社会復帰や円滑な地域生活への移行を支援していきます。その際、地域の病院などとの連携も図っていきます。また、地域住民と障害者がともに支え合える地域づくりを目指します。

■ 主な事業

事業名	事業内容															
精神障害者の社会復帰への支援  [新規]	精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており地域生活移行への条件が整えば退院可能であるものに対し、地域生活支援センターを中心に病院や社会復帰施設などと連携し、相談や自立支援計画を作成し、退院のための訓練を行い社会復帰を支援します。  【目標】平成 22 年度末までに実施  【所管】障害保健福祉課															
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備(再掲)  [拡充]	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。  【目標】平成 17 年度末：4 か所 平成 22 年度末：28 か所  【所管】障害保健福祉課															
精神障害者社会復帰施設の整備(再掲)  [拡充]	精神障害者に対して、社会復帰に向けた訓練や各種相談業務を行う社会福祉施設の整備を促進します。  【目標】 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活訓練施設</td> <td>1 か所</td> <td>3 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>支援センター</td> <td>1 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table>  【所管】障害保健福祉課		平成 17 年度末	平成 22 年度末	生活訓練施設	1 か所	3 か所	福祉ホーム	-	1 か所	通所授産施設	-	1 か所	支援センター	1 か所	4 か所
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
生活訓練施設	1 か所	3 か所														
福祉ホーム	-	1 か所														
通所授産施設	-	1 か所														
支援センター	1 か所	4 か所														
デイケアクラブ事業	精神障害者の社会復帰に関する相談指導の一環として、保健所、保健センター等で料理、手芸、スポーツなどを通じて、仲間づくりや社会参加の場としてのデイケアクラブを開催します。  【所管】障害保健福祉課															

(4) コミュニケーション支援

■ 現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や派遣事業、要約筆記<sup>\*</sup>者の派遣事業、市政だよりの点字翻訳等により、障害者に必要な情報を提供し、コミュニケーション支援を実施してきました。

今後とも、障害者が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

■ 施策の方向性

コミュニケーション支援を必要とする障害者に対して、手話通訳者、要約筆記<sup>\*</sup>者、盲ろう通訳者<sup>\*</sup>等の派遣や養成を行い、地域で障害者を支える人材を増やしていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
手話通訳者配置事業	手話通訳者を福祉事務所等に配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。 【所管】障害保健福祉課
情報支援等事業	点字による即時情報ネットワーク事業 <sup>*</sup> や手話通訳者、要約筆記 <sup>*</sup> 者、盲ろう通訳者 <sup>*</sup> 等の派遣や養成を行います また、点字・声の市政だよりの発行も行います。 【所管】障害保健福祉課
情報バリアフリー化支援事業	重度身体障害者がパソコンを使用するにあたり、必要とされる周辺機器及びソフト等の購入費の一部を助成します。 【所管】障害保健福祉課

ご存知ですか？ NO.2

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すマークです。  
耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表示するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

## (5) 福祉用具利用支援

### ■ 現状と課題

現在、障害者(児)に対し補装具や日常生活用具の給付事業を実施していますが、自立支援法\*により、今後、補装具は自立支援給付に、日常生活用具は地域生活支援事業に変わります。

今後とも、障害者が地域で自立して生活していくためには、こうした福祉用具の適切な給付や情報提供が必要です。

### ■ 施策の方向性

補装具の適切な支給を行うとともに、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障害者(児)の自立や社会参加を促進していきます。また、自立支援法\*の制定による新・旧制度の内容変更についても関係者に情報の提供をしていきます。

### ■ 主な事業

事業名	事業内容
補装具給付事業	身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の交付や修理を行います。 【所管】障害保健福祉課
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者(児)、小児慢性特定疾患児、難病患者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。 【所管】障害保健福祉課、子育て支援課、健康医療課

## ご存知ですか? NO.3



### 盲人を表示する国際マーク

視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用できます。

(6) 地域生活の場・地域活動の場の整備

■ 現状と課題

現在、本市にはグループホーム、生活ホーム等の障害者の生活の場やワークホーム\*、共同作業所\*といった小規模作業所等の活動の場は徐々に整備されてきています。しかし、日常の生活の場や活動の場の整備は、今後の障害者の地域での自立支援を推進する観点からも重要であり、一層の整備を進めていくことが必要です。

■ 施策の方向性

今後とも、グループホーム、生活ホーム、小規模作業所の設置・運営の支援を行い、障害者の地域での生活の場所や活動の場所の確保を進めていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
知的障害者グループホーム・生活ホームの整備	知的障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成17年度末：32か所 平成22年度末：52か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成17年度末：4か所 平成22年度末：28か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
障害者小規模作業所運営補助事業	障害者の生活訓練や福祉的就労などの支援活動を行う小規模作業所の安定的運営を支援するため、経費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課

## (7) 施設サービスの充実

### ■ 現状と課題

現在、更生施設や授産施設等に様々な障害程度の方が入所しています。今後は可能な限り地域で自立して生活を営めるよう支援を行っていくことが必要ですが、重度の障害で施設入所が必要な障害者には、安心して快適に生活を送れる環境を整えていくことも必要です。

### ■ 施策の方向性

自立した地域生活を支援するため、授産施設等を整備し、より障害者の自立支援につながるような活動プログラムの見直し等を進めていきます。また、常時医療的なケアが必要な身体障害者、強度行動障害\*のある知的障害者など、地域で自立した生活が困難な障害者への対応として、必要に応じ入所施設の整備を進めていきます。



重度心身障害児入所施設「桜木園」  
(平成 18 年 4 月リニューアルオープン)

■ 主な事業

事業名	事業内容															
身体障害者更生 援護施設の整備	<p>身体障害者に対して、治療・養護や自立に向けた訓練等を行う身体障害者更生援護施設の整備を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療護施設</td> <td>4 か所</td> <td>6 か所</td> </tr> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>2 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>1 か所</td> <td>2 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	療護施設	4 か所	6 か所	通所授産施設	2 か所	4 か所	福祉ホーム	1 か所	2 か所			
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
療護施設	4 か所	6 か所														
通所授産施設	2 か所	4 か所														
福祉ホーム	1 か所	2 か所														
[拡充]	【所管】障害保健福祉課															
知的障害者援護 施設の整備	<p>知的障害者に対して、更生に必要な指導・援助や職業を確保し自活に必要な訓練を行う知的障害者援護施設の整備を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>5 か所</td> <td>8 か所</td> </tr> <tr> <td>通所更生施設</td> <td>5 か所</td> <td>10 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	通所授産施設	5 か所	8 か所	通所更生施設	5 か所	10 か所						
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
通所授産施設	5 か所	8 か所														
通所更生施設	5 か所	10 か所														
[拡充]	【所管】障害保健福祉課															
精神障害者社会 復帰施設の整備	<p>精神障害者に対して、社会復帰に向けた訓練や各種相談業務を行う社会福祉施設の整備を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活訓練施設</td> <td>1 か所</td> <td>3 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>支援センター</td> <td>1 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	生活訓練施設	1 か所	3 か所	福祉ホーム	-	1 か所	通所授産施設	-	1 か所	支援センター	1 か所	4 か所
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
生活訓練施設	1 か所	3 か所														
福祉ホーム	-	1 か所														
通所授産施設	-	1 か所														
支援センター	1 か所	4 か所														
[拡充]	【所管】障害保健福祉課															

## (8) 経済的支援

### ■ 現状と課題

障害者に対する経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。

### ■ 施策の方向性

今後も手当の適切な支給等を行い、障害者の経済的な支援等に努め、障害者の地域での生活を支えます。

### ご存知ですか？ NO.4



#### 身体障害者標識（障害者マーク）

肢体不自由に関わる条件付き免許を持つ方が、普通自動車を運転するときは、規定の「身体障害者標識」を自動車の前面と後面の所定の見えやすい位置につけて運転するように努めなければなりません。

自動車の運転者は「身体障害者標識」を表示している自動車に対して、幅寄せをしたり、その車が安全な車間距離を保てなくなるような進路変更をしてはいけません。

■ 主な事業

事業名	事業内容
心身障害者(児)福祉手当支給事業	特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度身体・知的障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度身体・知的障害児(者)を扶養する保護者に手当を支給します。
	【所管】障害保健福祉課
心身障害者扶養共済事業	身体または精神に障害のある児・者を扶養している満65歳未満の方が加入者となり、毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡または重度障害になったとき、障害児・者に終身一定の年金を給付します。
	【所管】障害保健福祉課
補装具・日常生活用具自己負担助成	補装具及び日常生活用具の給付に伴う自己負担額の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
福祉タクシー事業	重度の心身障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
自動車燃料費助成事業	重度の心身障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
障害者通所交通費助成事業	障害者が通所施設、小規模作業所、デイケア等に通所する際、必要な交通費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
心身障害者(児)医療費助成事業	重度の心身障害者(児)に対し保険診療の自己負担分を助成します。
	【所管】障害保健福祉課

## (9) 権利擁護の推進

### ■ 現状と課題

本市では、地域で安心して自立した生活を送れるように障害者の権利擁護の相談等に応じる障害者専門相談の実施や成年後見制度<sup>\*</sup>の利用に係る費用を助成しています。また、市社会福祉協議会でも地域福祉権利擁護事業を行っています。

今後とも、障害者が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

### ■ 施策の方向性

障害者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るため、障害者の権利を守るための事業の一層の充実を図ります。また、障害者に対する差別や虐待等に速やかに対応できる仕組みを検討します。

また、各種福祉サービス提供者における苦情解決システムの徹底を図ります。

### ■ 主な事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為が困難な方が成年後見制度 <sup>*</sup> を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。 【所管】障害保健福祉課
障害者専門相談事業	障害者の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設の相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行います。 【所管】障害保健福祉課
ちばし権利擁護センターの拡充	市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」では、判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を拡充します。また、市社会福祉協議会で法人後見を行います。 【所管】地域保健福祉課

## (10) 文化・スポーツ活動の推進

### ■ 現状と課題

障害者の社会参加を支援する観点から、これまで身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者ソフトバレーボール大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援に取り組んできました。また、障害者週間\*での啓発事業の実施やこころの健康フェアなどで障害者の作品展を開催しています。

今後は、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を推進していくことが必要です。

### ■ 施策の方向性

障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、より多くの障害者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫していきます。

また、障害者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため、障害者スポーツ指導者を養成するとともに、平成22年度に千葉県で開催予定の全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を図ります。



車いすバスケットボール

(第5回全国障害者スポーツ大会 輝いて!おかやま大会 千葉市が優勝!!)

## ■ 主な事業

事業名	事業内容
全国障害者スポーツ大会の開催 [新規]	平成 22 年度に千葉県で開催予定の全国障害者スポーツ大会の開催に向け、その円滑な運営を図ります。 【所管】障害保健福祉課
障害者スポーツ指導者の養成 [新規]	障害者の機能回復、体力維持を図るため、障害者スポーツに関する知識、技術を有する障害者スポーツ指導員を養成します。 【目標】初級者 80 人、中級者 20 人 平成 22 年度末までに実施 【所管】障害保健福祉課
スポーツ大会等の開催	障害者の体力維持や地域住民との交流を図るため、身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者のソフトバレーボール大会などを開催します。 【所管】障害保健福祉課
身体障害者福祉センター事業（再掲）	「療育センターふれあいの家」や「障害者福祉センター」で、身体障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのための場を提供します。 【所管】障害保健福祉課

### パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する世界最高峰の障害者のスポーツ大会。第 1 回は 1960 年のローマ大会（夏季）で、1988 年のソウル大会から、夏季、冬季ともにオリンピックに引き続いて、同じ開催国で行われています。

パラリンピックは、下半身不随を意味するパラプレジアとオリンピックを合わせた言葉でしたが、「もう一つの」という意味のパラレルとオリンピックを合わせた「もう一つのオリンピック」と解釈されるようになりました。

代表的な競技種目は、夏季大会では陸上競技、水泳、車いすバスケットボールなど、冬季大会ではアルペンスキー、ノルディックスキー、アイススレッジホッケーなどがあります。

## (11) 多様なボランティア活動の推進

### ■ 現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に活動し、障害者の施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターや区事務所では、ボランティアやコーディネーターを養成するとともに、情報提供などを行い、ボランティア活動を支援しています。千葉市民活動センターでも、ボランティア活動の相談や情報提供などを行っています。

この他にも、市内の知的障害者による公園清掃などのボランティア活動を支援しています。

今後は、より身近な場所でボランティア活動を行う人と、ボランティアを必要とする障害者とのマッチングやボランティア活動の場が必要です。

### ■ 施策の方向性

今後は、ボランティアセンターを充実するとともに、より身近なところでボランティア情報提供ができる場所を確保し、ボランティア活動を行ってみたい市民のために、参加の機会を増やしたり、情報提供を行います。

また、ボランティア活動を行って、地域で障害者を支えたい市民に、手話や点字、要約筆記\*、ノートテイク\*、ガイドヘルプ\*等を学ぶ機会を増やします。

### スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックスとは、知的発達障害者に様々なオリンピック形式のスポーツトレーニングや競技会を、年間を通して提供している国際的なスポーツ組織です。知的発達障害を持ちながらスポーツ活動に参加している方をアスリートと呼び、アスリートの健康や体力増進、競技技術の向上に加え、多くの人々との交流を通して、社会性を育むことを目的に事業を行っています。

スペシャルオリンピックスは、1963年、故ケネディ大統領の妹ユニス・ケネディ・シュライバー夫人が、自宅の庭を開放して行った知的発達障害の方たちのデイキャンプを始まりとしています。1968年には、ジョセフ・P・ケネディ財団の支援のもと組織化され、全米、世界へと広がっていきました。競技会は、1969年シカゴで開催された全米大会をきっかけに夏季世界大会が始まり、1977年からは冬季世界大会も行われるようになりました。その後、オリンピックと同じようにそれぞれ4年毎に開催されています。

■ 主な事業

事業名	事業内容
ボランティアセンターの拡充	<p>各区に整備を進める保健福祉センターにボランティアセンターを設置し、ボランティア団体などの活動及び情報提供の場の確保に努めるとともに、ボランティア活動に関する情報を一元的に提供します。</p> <p>【目標】平成 22 年度末までに実施</p>
[拡充]	【所管】地域保健福祉課
ボランティアズカフェの整備	<p>身近に気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアズカフェを整備します。</p> <p>【目標】平成 22 年度末までに実施</p>
[新規]	【所管】市民総務課、地域保健福祉課
ボランティア養成等事業	<p>障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。</p> <p>【所管】障害保健福祉課</p>
ボランティア育成・活動支援の推進	<p>市ボランティアセンターでは、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上、リーダーの育成事業を行っています。さらにボランティア活動が高まるよう、相談、支援業務の充実を図って行きます。</p> <p>【所管】地域保健福祉課</p>

## 2 雇用・就労

障害者が地域で自立して生活していくためには、就労は非常に大切なことです。就労は、ただ単に収入を得ることにとどまらず社会参加、地域貢献、さらには生きがいにつながっていきます。こうしたことから、それぞれの障害者の意思や能力に応じた進路先が選択できるよう支援するとともに、授産施設等での福祉的就労から一般就労への移行を進めていく必要があります。

また、企業へ就職した後も職場に定着するための支援や、退職後の再訓練など、障害者本人のその時々状況に合わせた支援をしていく必要があります。

### (1) 雇用促進と就労支援

#### ■ 現状と課題

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、雇用率制度\*が設けられています。しかし、県内での障害者の雇用率は、決して高いわけではありません。

千葉障害者就業支援キャリアセンターでは、障害者の就労と障害者を雇用する事業主を支援するため、就職の相談や職場実習等を行っています。

就学中の障害児を持つ保護者からは、卒業後の進路についての不安の声があり、今後、雇用の促進や就労の支援を充実強化していく必要があります。

#### ■ 施策の方向性

ハローワークや千葉障害者就業支援キャリアセンター等と連携して、一人でも多くの障害者が就労できるよう、事業主への啓発に努めるとともに、障害者の就労に関する相談の機会を設けます。また、障害特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。ジョブコーチ\*の活用等により、職場における障害特性への理解を進めるとともに、障害者の働く意欲の向上を支援し、障害者の職場への定着に努めます。また、授産施設等において、企業への就労移行支援の取り組みを促進します。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者就労支援の拡充	障害者の技能習得のため、パソコン講座を開催し就労を支援します。
[拡充]	【目標】平成 22 年度末までに実施 【所管】障害保健福祉課
職場体験支援の拡充	地域で適性と能力にあった就労の場を確保するため、企業の協力を得て職場体験を実施し、就労の支援を行います。
[拡充]	【目標】平成 22 年度末までに実施 【所管】障害保健福祉課
障害者就業支援キャリアセンターの運営	千葉障害者就業支援キャリアセンターを県とともに運営し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチ*の育成等を行います。その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。
	【所管】障害保健福祉課
障害者雇用促進就職面接会	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。
	【所管】勤労市民課
職親委託事業	知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者を職親として登録し、知的障害者を一定期間職親に預け、就職に必要な生活指導及び技能習得訓練等を行います。
	【所管】障害保健福祉課

## (2) 福祉的就労の支援

### ■ 現状と課題

本市では、これまでワークホーム<sup>\*</sup>、共同作業所<sup>\*</sup>などの小規模作業所や、授産施設の整備を行ってきました。こうした施設では、企業での就労が困難な障害者の就労の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしており、地域生活支援の貴重な資源の一つとなっています。

しかし、そこで支払われる工賃は極めて低額で、施設の経営も厳しい状況です。

今後は、福祉的就労の場における商品開発力の向上や、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

### ■ 施策の方向性

各作業所等の授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための支援を進めます。

また、企業への就職が困難な障害者の就労の場として、空き店舗等の活用も検討しながら授産施設や小規模作業所等の整備を促進します。

ご存知ですか？ NO.5

### 障害者のための国際シンボルマーク（ISO-7000）



障害者のリハビリテーション事業を実施する世界88か国の各国団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示す「国際シンボルマーク」が決定されました。

このマークは、国際標準化機構（ISO）の公共案内図記号として、1984年ISO-7000として制定されています。

■ 主な事業

事業名	事業内容												
障害者就労事業 振興センターの 運営	千葉県障害者就労事業振興センターを県や船橋市とともに運営し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。												
[新規]	【所管】障害保健福祉課												
通所授産施設の 整備(再掲)	雇用が困難な障害者に通所により必要な訓練を行い、地域で自立できるように支援する授産施設の整備を促進します。												
	<table border="0"> <tr> <td>【目標】</td> <td>平成 17 年度末</td> <td>平成 22 年度末</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>2 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>5 か所</td> <td>8 か所</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> </table>	【目標】	平成 17 年度末	平成 22 年度末	身体障害者	2 か所	4 か所	知的障害者	5 か所	8 か所	精神障害者	-	1 か所
【目標】	平成 17 年度末	平成 22 年度末											
身体障害者	2 か所	4 か所											
知的障害者	5 か所	8 か所											
精神障害者	-	1 か所											
[拡充]	【所管】障害保健福祉課												
福祉施設製品等 販売支援事業	授産製品や請負業務などを市民に P R して販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など、工賃を増額するための支援を行います。												
	【所管】障害保健福祉課												
障害者小規模作 業所運営補助事 業(再掲)	障害者の生活訓練や福祉的就労などの支援活動を行う小規模作業所の安定的な運営を支援するため、経費の一部を助成します。												
	【所管】障害保健福祉課												

### 3 生活環境

障害者が安全で安心して地域で自立した生活を送るためには、鉄道やモノレールの駅へのエレベーター等の整備や歩道の改良など障害者が移動しやすい環境の整備さらには住環境整備など福祉のまちづくりを総合的に推進していますが、今後もこの取り組みを一層進めていく必要があります。

また、災害対策として、災害情報ネットワーク等での情報伝達の仕組みや災害時の救援・救助体制の整備を図る必要があります。

#### (1) 住環境の整備

##### ■ 現状と課題

本市では、これまで住宅のバリアフリー化への支援やグループホーム、生活ホームなど地域での生活の場（住まい）の確保を推進してきました。

障害者が地域で生活していくために、さらに住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

##### ■ 施策の方向性

今後とも障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホーム・生活ホームの整備や市営住宅の身体障害者向け住宅を整備していきます。

また、障害者のグループホーム・生活ホームの家賃助成を行うほか、地域において公営住宅など、住宅を確保する際の手続きの支援等を検討します。

■ 主な事業

事業名	事業内容
知的障害者グループホーム・生活ホームの整備(再掲)	知的障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成 17 年度末：32 か所 平成 22 年度末：52 か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備(再掲)	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成 17 年度末：4 か所 平成 22 年度末：28 か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
グループホーム等家賃助成事業	グループホームや生活ホームに入居する知的障害者や精神障害者の経済的基盤の安定と居住の定着化を図るため、家賃の一部を助成します。
[新規]	【所管】障害保健福祉課
市営住宅の建替	老朽化による市営住宅の建て替えに併せ、身体障害者用住宅を整備します。
[拡充]	【所管】住宅整備課
障害者住宅改造費助成事業	重度の心身障害者世帯のバリアフリー化を促進するため、住宅の改造費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
住宅建築資金利子補給の推進(分譲マンション共用部分改良工事)	バリアフリー化されていない分譲マンションの共用部分の改良工事について住宅金融公庫から融資を受けた管理組合に対して利子補給を行います。 【目標】平成 17 年度末：2 件 平成 22 年度末：7 件
	【所管】住宅政策課

(2) 公共施設等の整備

■ 現状と課題

これまで「千葉県福祉のまちづくり条例\*」や「千葉市公共建築整備指針\*」に基づいて、公共建築物のバリアフリー化を進めてきました。

しかし、多目的トイレなどは普及してきているものの公共の施設や民間施設等には、まだ障害者にとって使いにくいところもあり、一層の改善が必要です。

■ 施策の方向性

公共性の高い民間施設等に対しては、バリアフリー化の取り組みを促進するとともに、エレベーターの設置など障害者の要望に十分に答えきれていない公共施設でのバリアフリー化については、障害者の意見を取り入れながら、改善を進めていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
学校エレベーターの設置	既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。 【目標】既存校 平成17年度末 4校 平成22年度末 18校
[拡充]	【所管】学校施設課
公民館の改修	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、エレベーター設置等を進めます。 【目標】エレベーター設置 3館 平成22年度末までに完了
[拡充]	【所管】生涯学習振興課
公園施設の改修	泉自然公園や動物公園の園路バリアフリー化を進めます。 【目標】平成22年度末までに実施
[拡充]	【所管】若葉公園緑地事務所、動物公園管理課
保育環境改善事業	既存の保育所で障害児を受け入れるためにスロープの取り付けや保育室の段差解消など、必要な施設の修繕を計画的に行います。
	【所管】保育課

### (3) 安全な交通の確保

#### ■ 現状と課題

平成 13 年に策定した「千葉市交通バリアフリー基本構想\*」に基づき、地区ごとに具体的な事業を道路特定事業計画で定め、交通機関や歩道のバリアフリー化を進めています。

障害者が外出するときに歩道の段差は、車椅子利用者にとっては大きな壁となりますが、視覚障害者にとっては 1 ~ 2 cm 段差がなければ歩道と車道の区別が付きません。

また、ノンステップバス等は徐々に普及していますが、障害者からは行き先案内がわかりにくい等の指摘がされています。

こうした様々な課題に対応した極め細かなバリアフリーのまちづくりが必要です。

#### ■ 施策の方向性

障害者等の移動の円滑を図るため、歩道の段差解消等の改良や、鉄道やモノレールの駅舎へのエレベーター等の整備を進めます。また、移動の便宜を図るため、バスの行先案内のわかりやすさの徹底を事業者に働きかけます。

#### ■ 主な事業

事業名	事業内容
歩道の改良	だれもが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。 【目標】 平成 17 年度末 平成 22 年度末 歩道の段差解消 13,030 か所 14,763 か所 視覚障害者誘導用ブロック 50 k m 62.4 k m
[拡充]	【所管】維持管理課
駅前広場等の機能充実	公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、主要駅の駅前広場にシェルターの設置を推進します。 【目標】駅前シェルターの整備 8 か所 平成 22 年度末までに完了
[拡充]	【所管】維持管理課

<p>放置自転車対策の推進</p>	<p>交通環境の改善を図るため、新たに路上自転車駐車場の整備を推進するほか、利用者のマナー啓発、放置自転車の撤去など放置自転車対策を進めます。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車等駐車対策総合計画の策定</li> <li>・ 路上自転車駐車場の整備 5か所 (鎌取駅、千葉駅、稲毛駅、新検見川駅、稲毛海岸駅)</li> <li>・ 既設自転車駐車場の立体化 2か所(千葉駅、新検見川駅)</li> <li>・ サイクルゲートの整備 5か所(千葉駅、幕張本郷駅、稲毛駅、海浜幕張駅、検見川浜駅)</li> <li>・ 新規自転車駐車場の整備(平面) 1か所(千葉みなと駅)</li> </ul> <p>平成22年度末までに策定・完了</p> <p>【所管】維持管理課</p>									
<p>エレベーター等の整備</p>	<p>高齢者や障害者等の公共交通機関の安全・円滑な利用を図るため、JRや千葉都市モノレールなどの駅及び自由通路にエレベーター等を整備します。</p> <p>【目標】22駅 平成22年度末までに完了</p>									
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】都市交通課、維持管理課</p>									
<p>バス停の機能充実</p>	<p>公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、病院等の周辺バス停に上屋等の設置を推進します。</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停上屋 61か所</li> <li>・ ベンチ 7か所</li> <li>・ バスバース 10か所</li> </ul> <p>平成22年度末までに完了</p>									
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】維持管理課</p>									
<p>バス活性化システムの整備</p>	<p>公共交通機関の利便性・安全性を図るため、ノンステップバス等の導入を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成17年度末</th> <th style="text-align: center;">平成22年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノンステップバスの導入</td> <td style="text-align: center;">20台</td> <td style="text-align: center;">50台</td> </tr> <tr> <td>ICカード乗車券導入</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">300台</td> </tr> </tbody> </table>		平成17年度末	平成22年度末	ノンステップバスの導入	20台	50台	ICカード乗車券導入	-	300台
	平成17年度末	平成22年度末								
ノンステップバスの導入	20台	50台								
ICカード乗車券導入	-	300台								
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】都市交通課</p>									

#### (4) 防犯・防災体制の整備

##### ■ 現状と課題

安全な地域社会の形成を図るため、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や防犯パトロール隊への物品配付など市民防犯活動を支援するとともに、市民防犯意識を啓発する取り組みを進めています。また、防災の面では、消防とも連携を図りながら災害発生時の対応についても検討を行っています。

しかし、障害者の多くが災害時において同居の家族を一義的に救助者と考えていることから、今後は、地域で助け合う仕組みづくりの検討が必要です。

##### ■ 施策の方向性

今後とも引き続き市民防犯活動の支援や市民防犯意識の啓発に取り組むとともに、事業者や関係機関などと協働して地域防犯を進めるネットワークの構築を目指します。また、災害については、障害者にも通報しやすいシステムの導入や災害情報ネットワークの整備等を進め、その情報を提供していきます。さらに、緊急時の救援・救助体制については、ボランティア、民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員とも協力を図り、いざというときに障害者の避難誘導など地域で支援できるネットワークづくりや大規模災害時に避難所において障害者を受け入れる体制も検討します。

また、避難所でのコミュニケーション支援等や医療サービスの提供システムを整備していきます。

##### ■ 主な事業

事業名	事業内容
災害情報ネットワークの整備	インターネットなど新たな媒体を利用して、災害情報を収集・伝達するネットワークの構築や、地震ハザードマップを作成します。
[新規]	【目標】平成 22 年度末までに実施 【所管】総合防災課

<p>市民防犯活動の支援</p>	<p>防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯の設置助成等を進め、市民の自主的な防犯活動を支援します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1" data-bbox="531 383 1394 546"> <tr> <td></td> <td>平成 17 年度末</td> <td>平成 22 年度末</td> </tr> <tr> <td>防犯パトロール隊の結成</td> <td>320 団体</td> <td>1,130 団体</td> </tr> <tr> <td>防犯街灯の設置</td> <td>47,000 基</td> <td>50,150 基</td> </tr> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	防犯パトロール隊の結成	320 団体	1,130 団体	防犯街灯の設置	47,000 基	50,150 基
	平成 17 年度末	平成 22 年度末								
防犯パトロール隊の結成	320 団体	1,130 団体								
防犯街灯の設置	47,000 基	50,150 基								
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】地域安全課</p>									
<p>地域防犯ネットワークの推進</p>	<p>地域防犯連絡会を設置し、地域防犯ネットワークを構築します。</p>									
<p>[新規]</p>	<p>【所管】地域安全課</p>									
<p>住宅用防災機器の設置普及</p>	<p>住宅火災による死者の低減など、火災予防体制の充実を図るため、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進します。</p>									
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】消防局予防課</p>									
<p>自主防災組織の育成</p>	<p>地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る。」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。</p> <p>【目標】</p> <table border="1" data-bbox="531 1133 1394 1234"> <tr> <td></td> <td>平成 17 年度末</td> <td>平成 22 年度末</td> </tr> <tr> <td></td> <td>788 組織</td> <td>963 組織</td> </tr> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末		788 組織	963 組織			
	平成 17 年度末	平成 22 年度末								
	788 組織	963 組織								
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】総合防災課</p>									
<p>消防指令体制の充実</p>	<p>災害時の情報・伝達方法として、携帯電話メールからの緊急通報受付システムを導入し、希望登録制により、聴覚障害者からのメールによる緊急通報受付を行います。</p>									
<p>[拡充]</p>	<p>【目標】平成 22 年度末までに実施</p>									
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】消防局指令課</p>									
<p>住宅防火訪問指導</p>	<p>高齢者・障害者世帯へ訪問し住宅の構造、家族構成、火気使用設備の使用実態、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置状況等を把握し、防火指導を行います。</p>									
<p>[拡充]</p>	<p>【所管】消防局予防課</p>									

---

## 4 保健・医療

保健医療施策では、障害の予防と同時に、早期発見・早期対応が求められています。また、障害者の高齢化に伴い、様々な疾患等への早期対応を図るため、気軽に相談できる相談窓口の設置、健康診査、検診体制の充実を図る必要があります。

### (1) 障害の予防と早期発見・早期対応

#### ■ 現状と課題

障害の予防、早期発見のために、妊婦を対象とした健診、乳幼児を対象とした4か月、1歳6か月、3歳児健康診査等を実施し、発育や発達の両面からの障害の早期発見に努めています。

また、障害が発見された場合には、療育センターや大宮学園等で適切な管理を行い、早期対応を図るとともに、療育に関する指導・訓練を行っています。

さらに、基本健康診査等により、生活習慣病による障害の早期発見にも努めています。

しかし、障害児の保護者からは、障害発見後の専門的相談体制の充実を求める意見もあり、また、障害者・児が増加傾向にあることから、各種相談、健康診査事業のさらなる充実が必要です。

#### ■ 施策の方向性

今後は、さらに早期発見につなげるための健康診査等の充実を図っていきます。健康診査の周知を図り、受診率の向上を目指します。また、障害発見後の相談体制の充実、専門的な医療機関との連携を図っていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
健康診査・検診体制の充実 [拡充]	疾病の早期発見を図るため、基本健康診査や骨粗しょう症検診の受診率の向上に努めます。 【所管】健康企画課
育児支援家庭訪問の充実 [拡充]	育児不安や育児ストレスの解消を図るため、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い障害の早期発見や療育相談に応じます。 【所管】子育て支援課
健康教育、健康相談事業	基本健康診査の要指導者等に健康教育を行い、健康管理上健康相談が必要な方には健康相談を行います。 【所管】健康企画課
乳幼児等健康診査事業	生後4か月・1歳6か月・3歳児健康診査、先天性代謝異常検査等を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・治療に努めるとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。今後は、受診率の向上を目指します。 【所管】子育て支援課
高齢者予防接種事業	65歳以上の高齢者に加えて、60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者に対してインフルエンザ予防接種を行います。 【所管】健康医療課

ご存知ですか？ NO.6



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応トイレの入り口・案内誘導プレートに、このマークが表示されています。

---

## (2) 障害者保健・医療体制の充実

### ■ 現状と課題

本市では、これまで、保健所、保健福祉センター及び保健センターでの相談や支援、ねたきり高齢者・心身障害者(児)への歯科診療、さらには休日・夜間における精神症状の急変等に対応するための精神科救急医療システムの構築等を通じて、保健・医療体制の整備を進めてきました。

また、40歳以上の在宅で療養中の脳卒中、リウマチ等により身体に障害のある人などを対象に保健センターや集会所でボランティアの協力を得ながら機能訓練(リハビリ教室)を実施しているほか、療育センターふれあいの家や障害者福祉センターでも機能訓練を行っています。

しかし、障害者やその家族からは、地域で安心して医療を受けられる体制や救急対応、さらには専門的な医療の提供等を求める要望もあり、障害者の医療、機能訓練など適切に受診でき、または指導を受けられる地域での医療体制の充実が必要です。

### ■ 施策の方向性

地域での医療体制については、関係機関等と連携を図り、一層充実させていきます。

救急対応や専門的な医療の提供については、身近な地域での受診が可能になるよう、諸施策を推進します。

また、理学療法士、作業療法士をはじめとする専門職の確保について努めます。

さらに、自閉症や知的障害のある方の受診サポートや健康診査、重度心身障害者(児)への医療体制を検討します。

■ 主な事業

事業名	事業内容
ねたきり高齢者・心身障害者（児）に対する歯科診療	<p>千葉県休日救急診療所でねたきり高齢者と心身障害者（児）の歯科診療を行います。</p> <p>【所管】健康医療課</p>
訪問歯科診療の実施	<p>40歳以上の在宅のねたきり者に対して歯科診療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図ります。</p> <p>【所管】健康医療課</p>
精神科救急システム事業	<p>休日・夜間における精神症状の急変などに対応するため、24時間の緊急医療相談に応じるとともに速やかに医療が受けられる精神科救急システムの充実に努めます。</p> <p>【所管】障害保健福祉課</p>

---

## 5 教育・育成

障害児については、就学前療育の充実、学校教育の充実が求められており、学校においては、施設のバリアフリー化の推進や学習環境の整備を図る必要があります。また、学校教育においては、障害特性を含め、児童・生徒の一人ひとりの個性を尊重した教育を展開していく必要があります。

また、放課後対策の充実や生涯学習の機会の提供など、社会参加をさらに進める必要があります。

### (1) 就学前療育の充実

#### ■ 現状と課題

就学前の児童には、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障害児の子育てへの不安を軽減しています。

また、市で指定する保育所では、心身に障害ある児童を障害のない児童とともに集団保育を行うことで心身の発達を促し社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

しかし、保護者からは、就学前療育と学校教育の連携が十分に図れないという意見やより身近なところで障害児の療育に関する相談をして欲しいという要望もあります。

#### ■ 施策の方向性

障害児が、より身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう、知的障害児通園施設の拡充や自閉症等の発達障害<sup>\*</sup>に関する相談業務を行う発達障害者支援センターの設置など、療育体制を一層充実させていきます。また、障害児保育の充実を図り、市内全ての保育所(園)で障害児保育を行います。

## ■ 主な事業

事業名	事業内容
療育センターの再整備 [拡充]	<p>障害児が身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう、療育センターに知的障害児通園施設を整備します。</p> <p>また、知的障害児通園施設の対象年齢を3歳児以上から2歳児以上に拡大し、知的障害の早期療育を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能更新</li> <li>・知的障害者通園部門新設</li> </ul> <p>【目標】平成17年度末：整備中 平成22年度末：完了</p> <p>【所管】障害保健福祉課</p>
発達障害者支援センターの設置(再掲) [拡充]	<p>自閉症等の発達障害*者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核を担う発達障害者支援センターを設置します。</p> <p>【目標】平成17年度： - 平成22年度：1か所</p> <p>【所管】障害保健福祉課</p>
障害児保育の拡充 [拡充]	<p>心身に障害のある児童を障害のない児童とともに保育する保育所を拡充し、障害のない児童との集団保育を行うことにより心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養成し、相互の理解を広めます。</p> <p>【目標】平成17年度末：50か所 平成22年度末：95か所</p> <p>【所管】保育課</p>
育児支援家庭訪問の充実(再掲) [拡充]	<p>育児不安や育児ストレスの解消を図るため、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い障害の早期発見や療育相談に応じます。</p> <p>【所管】子育て支援課</p>
トイライブラリーの運営	<p>心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進するため、療育センターでおもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。</p> <p>【所管】障害保健福祉課</p>

## (2) 学校教育の充実

### ■ 現状と課題

障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、障害特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。しかし、保護者を対象としたアンケートの中では、まだ個々の障害児に十分な対応ができる専門性をもった教員が少ない、自閉症等の発達障害\*への対応が十分に行われない等の指摘がされています。

また、車椅子を利用している児童生徒が通学している学校では、保護者等からエレベーターの設置が求められています。

### ■ 施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育\*を進めていきます。養護学校の再編についても調査・研究を行い、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、教室の改修や備品の整備も図っていきます。

通常の学級に在籍する肢体不自由児や難聴児等に対してボランティアの派遣を行うとともに、自閉症等の発達障害\*などに対する教職員の理解促進を図ります。

ご存知ですか？ NO.7

### 臓器提供意思表示カード



臓器提供意思表示カードは、書面による臓器提供の意思表示の1つの手段です。平成9年10月に、脳死での臓器移植が可能となる臓器移植法が施行されました。脳死と判定された方が臓器提供を行う場合、ご家族の承諾とともに、本人が生前に書面による意思表示をしていることが重要な要件となります。

## ■ 主な事業

事業名	事業内容									
市立養護学校の再編検討	軽度の障害のある生徒の後期中等教育の場を確保し、個々のニーズに応じた教育を行うため、高等養護学校設置に向けた調査・研究を行うとともに、老朽化が著しい市立第二養護学校の移転を含め養護学校の再編について調査・研究を行います。  【目標】再編に向けた基本構想・基本計画の策定 平成22年度末までに策定									
[新規]	【所管】教・指導課									
特殊学級等施設の整備充実	特殊学級に在籍する児童生徒の多様な障害に対応した教育を充実させるため、教室を改修するとともに、備品の整備を図ります。  【目標】 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>平成17年度末</td> <td>平成22年度末</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>22校</td> <td>36校</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>49校</td> <td>66校</td> </tr> </table>		平成17年度末	平成22年度末	改修	22校	36校	備品	49校	66校
	平成17年度末	平成22年度末								
改修	22校	36校								
備品	49校	66校								
[拡充]	【所管】養護教育センター									
学校エレベーターの設置(再掲)	既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。  【目標】既存校 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成17年度末</td> <td>4校</td> </tr> <tr> <td>平成22年度末</td> <td>18校</td> </tr> </table>	平成17年度末	4校	平成22年度末	18校					
平成17年度末	4校									
平成22年度末	18校									
[拡充]	【所管】学校施設課									
障害のある子どもの学校生活サポート事業	通常の学級に在籍する肢体不自由児等に、快適な学校生活を送る上で必要な支援を行うボランティアを派遣します。									
[新規]	【所管】養護教育センター									
障害のある児童生徒やその保護者を対象とした健康教育講座の開催	養護学校や小中学校特殊学級の保護者や児童生徒を対象として、健康教育の講座を開催します。									
	【所管】保健体育課									
養護教育センター教育相談事業(再掲)	自閉症等の発達障害*を含めた障害のある児童生徒等に対して、一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。									
	【所管】養護教育センター									

### (3) 放課後対策等の充実

#### ■ 現状と課題

障害児に対する放課後や夏休みにおける支援としては、本市では、児童デイサービスや、仕事と家庭の両立支援策として実施している「千葉県放課後児童健全育成事業(子どもルーム)」の中で障害児に対応していますが、障害のある中・高生は児童デイサービスや子どもルームの対象にはなっていません。

そこで、仕事を持つ保護者等からは、放課後に児童・生徒が過ごせる場所の確保について要望があります。

#### ■ 施策の方向性

障害のある中・高生が養護学校等の放課後に活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援や負担軽減を図るため、障害児タイムケアの実施を進めていきます。また、仕事と家庭の両立支援策でもある子どもルームについては、原則全小学校区への設置を目標とし、併せて狭隘・老朽化施設の改善も図って行きます。

#### ■ 主な事業

事業名	事業内容
障害児タイムケアの実施	障害のある中高生が、養護学校等の下校後や夏休み等の長期休暇中の活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息の時間を確保するため、障害児タイムケア事業を行います。
[新規]	【目標】平成 17 年度末： - 平成 22 年度末： 2 か所 【所管】障害保健福祉課
子どもルームの拡充	就労等により昼間、家庭に保護者のいない児童を対象に遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図るため、子どもルームを整備します。
[拡充]	【目標】全小学校区に設置 【所管】子ども家庭福祉課

#### (4) 生涯学習機会の充実

##### ■ 現状と課題

本市では、障害者にも参加しやすい生涯学習の場を提供するため、療育センターふれあいの家や障害者福祉センターでの生涯学習の機会を提供してきました。

今後とも障害者の社会参加の促進や生きがいづくりの観点から、障害者がいつでもどこでも学べる環境の整備が必要です。

##### ■ 施策の方向性

障害者が参加しやすい生涯学習の場を提供していきます。また、障害のない人にも点字や手話等を学び、障害について理解を広める場を提供していきます。

##### ■ 主な事業

事業名	事業内容
身体障害者福祉センター事業	「療育センターふれあいの家」や「障害者福祉センター」で、身体障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのための場を提供します。 【所管】障害保健福祉課
ボランティア養成等事業(再掲)	障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。 【所管】障害保健福祉課
みなと青年教室	中学校特殊学級・養護学校の卒業生を対象に、市内小学校等の特殊学級担当教諭の指導のもとに、社会人として必要な基礎的な知識・技能を身につけてもらうため、集いの場を提供します。 【所管】生涯学習振興課
公民館の改修(再掲)	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、エレベーター設置等を進めます。 【目標】エレベーター設置 3館 平成22年度末までに完了
[拡充]	【所管】生涯学習振興課

---

## 6 啓発・広報

障害者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るためには、障害のある人もない人も市民がお互いを尊重しあい、あらゆる差別のない地域社会を実現することが重要です。ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念が浸透してきているものの、まだ、社会には障害や障害者に対する偏見や誤解がみられます。障害者が地域で暮らしていくためには、全ての地域住民が障害や障害者に対する理解を広めることが必要です。

### (1) 啓発・広報活動の推進

#### ■ 現状と課題

本市では、これまで障害者週間事業の一環として作品展やバザーをはじめ様々な普及・啓発事業を通じて、障害や障害者に対する理解の促進に努めてきていますが、精神障害や内部障害、発達障害等については、障害者や家族からは地域住民の理解度がまだ十分ではないという指摘があります。

#### ■ 施策の方向性

今後も、障害者週間事業や市民向けの各種講演会、市政だより、広報番組等を通じて、障害と障害者に対する理解を広めていきます。また、地域住民の理解が十分でない精神障害・発達障害<sup>\*</sup>等については、重点的に啓発活動を行っていきます。

また、障害者福祉大会やスポーツ大会等、様々な機会を捉え、障害のない人の積極的な参加も促し、障害のある人とない人が共に参加することで理解が広められるように運営の工夫を行っていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者福祉大会 開催事業	障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図るため、障害者福祉大会を開催します。 【所管】障害保健福祉課
障害者週間事業	障害のある人となし人との交流を促進し相互の理解を深め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者作品展と福祉バザー等を開催します。 【所管】障害保健福祉課
明るいくらし促進事業	精神障害者の社会復帰と自立促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを図るため、精神保健福祉教室等を開催します。 【所管】障害保健福祉課
スポーツ大会等の開催(再掲)	障害者の体力維持や地域住民との交流を図るため、身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者のソフトバレーボール大会などを開催します。 【所管】障害保健福祉課

ご存知ですか？ NO.8



「ハート・プラス」マーク

「身体内部に障害を持つ人」を表現しています。

内部障害（心臓、呼吸機能、膀胱・直腸、小腸、免疫機能障害）をお持ちの方は、外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

このマークは、内部障害の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

## (2) 交流活動の推進

### ■ 現状と課題

障害者福祉大会の開催等を通じて、障害のある人とない人が交流を行う機会を設けてきました。障害者の地域での生活を充実していくためにも、交流活動を一層推進していく必要があります。

### ■ 施策の方向性

今後は、より多くの市民が障害者とともに参加しやすい魅力的なイベント等にするよう、工夫をこらし内容の充実を図っていきます。また、障害者のためのイベントへの地域住民の参加だけでなく、区民まつりや社会福祉協議会地区部会活動\*をはじめ、広く一般行事への障害者の参加を促進することにより交流の機会を増やし、地域住民に広く障害や障害者について理解を広めていきます。

### ■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者福祉大会 開催事業(再掲)	障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図るため、障害者福祉大会を開催します。 【所管】障害保健福祉課
障害者週間事業 (再掲)	障害のある人とない人との交流を促進し相互の理解を広め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者作品展と福祉バザー等を開催します。 【所管】障害保健福祉課
心のふれあいフェスティバルの開催	障害者同士や障害のない人との交流を図るため、心のふれあいフェスティバルを開催し、精神障害者の文化活動の発表、バザー、こころの健康相談などを行います。 【所管】障害保健福祉課
明るいくらし促進事業(再掲)	精神障害者の社会復帰と自立の促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを図るため、精神保健福祉教室等を開催します。 【所管】障害保健福祉課

### (3) 福祉教育の推進

#### ■ 現状と課題

本市では、これまで、学校教育等を通じて、障害に対する理解を広めるための福祉教育を進めてきましたが、まだ十分理解されていない障害もあり、早い時期から障害者と接し、理解を広めることが必要です。

#### ■ 施策の方向性

幼稚園、保育所、学校教育等を通じて、障害や障害児（者）に対する理解を広めていきます。子どもたちの福祉のこころの芽吹きを育めるよう、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場を作っていきます。

#### ■ 主な事業

事業名	事業内容
ボランティア活動推進協力校の指定	市社会福祉協議会が、市内の小・中・高等学校の中からボランティア活動推進協力校を指定して学校教育の中でのボランティア活動・福祉教育を促進します。 【所管】地域保健福祉課
社会福祉協議会「ふれあいトーク」の開催	市社会福祉協議会で障害者みずからが子どもたちに話しかける場を設け、障害や障害者等の理解を広めます。 【所管】地域保健福祉課
障害児保育の拡充(再掲)	心身に障害のある児童を障害のない児童とともに保育する保育所を拡充し、障害のない児童との集団保育を行うことにより心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養成し、相互の理解を広めます。 【目標】平成17年度末：50か所 平成22年度末：95か所
[拡充]	【所管】保育課

#### (4) 企業等に対する障害者理解の促進

##### ■ 現状と課題

県内の民間企業の障害者雇用率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められた雇用率より下回っています。障害者の企業への就労を促進するためには、何よりも事業主や従業員に障害や障害者に対する理解をしてもらう必要があります。また、地域住民の障害への理解を広めていくためには、福祉活動従事者による地域社会での情報発信も必要です。

##### ■ 施策の方向性

企業や福祉事業従事者等への障害や障害者に対する理解の促進とその徹底を図ります。

##### ■ 主な事業

事業名	事業内容
障害者就業支援キャリアセンターの運営(再掲)	千葉障害者就業支援キャリアセンターを県とともに運営し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチ*の育成等を行います。その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。
	【所管】障害保健福祉課
社会福祉研修センター	社会福祉事業従事者や市民を対象に研修を行い、障害者等への理解を広めます。
	【所管】地域保健福祉課
民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員の各種研修会で障害の特性などについての知識を深めます。
	【所管】地域保健福祉課

## 第3部 計画の推進に向けて

### 1 庁内の協力体制

障害者計画は、障害のある人もない人も安心して快適に暮らせるまちづくりを目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障害者のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

### 2 専門機関・当事者団体・民間事業者・ボランティア団体等との協力

障害者施策を推進するうえで、専門機関との協力は、障害者施策を実のあるものとするため、必要不可欠なものとなっています。また、障害者の地域生活を支援していくうえで、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体、住民も行政の大切なパートナーです。施策を進めるにあたり、専門機関、当事者団体、民間事業者、ボランティア団体などと連携を図っていきます。

また、地域福祉計画との十分な連携を図っていきます。

### 3 当事者の障害者施策への参加

障害者施策を進めるうえで、当事者が各種障害者施策へ積極的に参加することは大切です。あらゆる機会を捉えて、障害者や家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて各種障害者施策を推進していきます。

### 4 計画の弾力的運用

自立支援法<sup>\*</sup>の成立や発達障害者支援法<sup>\*</sup>の施行、障害者ニーズの多様化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化により障害者施策は、大きな転換期を迎えています。

そこで、社会経済環境の変化や国の障害者施策等の動向を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しを行うなど、計画の弾力的な運用に努めるとともに、事務事業評価システム<sup>\*</sup>における基本事業・施策評価を活用して計画の進行管理を行います。

# 資 料 編

# 1 障害者（児）実態調査の概要

## 調査概要

### (1) 調査の目的

「地域福祉」の充実を目指し、障害者、保護者・家族および障害者団体等の多様なニーズを把握するためアンケート調査および意見聴取を行いました。

### (2) 実施方法

#### アンケート調査

##### (a) 調査の対象者と有効回収数

区分 対象者	母数 (H17.1.1)	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	21,122 人	500 人	261 人	52.2%
知的障害者	2,489 人	500 人	341 人	68.2%
精神障害者	7,367 人	500 人	126 人	25.2%
障害児	1,867 人	500 人	224 人	44.8%

##### (b) 調査期間

平成 17 年 2 月～ 3 月

##### (c) 実施方法

施設や団体等から手渡しによって配布し、郵送で回収しました。

##### (d) 調査項目

属性、施設の状況（施設入所者）、住宅の状況（在宅の人）、教育の状況・今後の進路、就労の状況、外出の状況、地域や社会での活動、災害、情報の入手状況、相談、サービスの利用状況・利用意向、将来の生活

意見聴取

(a) 調査時期

平成 17 年 3 月

(b) 調査の対象団体

団 体 種 別	団 体 名
当 事 者 団 体	千葉県視覚障害者協会 千葉県聴覚障害者協会 千葉市中途失聴・難聴者協会 千葉県身体障害者福祉会 千葉県オストミー協会
家 族 団 体	千葉県肢体不自由児者父母の会 千葉県手をつなぐ育成会 千葉県自閉症児者親の会 千葉県精神障害者地域家族会連合会 下総精神科医療センター家族会たけの子会 千葉県言語障害児をもつ親の会 千葉県重症身心障害児（者）を守る会
事 業 者 団 体	千葉県心身障害者ワークホーム連絡会 千葉県精神障害者作業所等連絡協議会 千葉県生活ホーム連絡協議会 千葉県支援費サービス事業者連絡協議会

---

---

## アンケート調査回答者の概要とニーズ

### (1) アンケート調査回答者の概要

#### 年齢・性別

回答者の属性は、39歳未満が身体障害者では44.8%、知的障害者では83.9%、精神障害者では51.6%を占めており、青年期の回答者が多くを占めていました。

障害児では、0歳から3歳が23.2%、4歳から6歳が32.1%と、幼児期から就学前の児童が半数となっていました。

男女比は、身体障害者では男性が51.3%、女性が46.7%、知的障害者では男性が61.3%、女性が37.8%、精神障害者では男性が57.9%、女性が42.1%、障害児では男性が68.8%、女性が29.9%となっており、いずれの障害でも男性が多くなっています。

#### 就学の状況

障害児の就学状況は、通園施設に通っている障害児が33.5%、小学校・小学部が14.6%、中学校・中学部が9.7%、高等学校・高等部が20.0%でした。

障害児が施設や学校で困ることは、「通うのが大変」(26.5%)、「障害や発達の状態にあった教育を受けられない」(23.2%)、「障害を分かっている専門の人がいない」(19.5%)でした。

#### 就労の状況

身体障害者では「働いていない」人が67.4%と過半数を占めていました。次いで、「授産施設で働いている」という回答が14.6%、「作業所で働いている」が8.6%でした。いずれも月収は5千円未満という回答が過半数を占めていました。

知的障害者では、「働いていない」人が22.6%いますが、「授産施設で働いている」「更生施設で働いている」「作業所で働いている」もそれぞれ20%程度でした。作業所で働いている人のうち、62.1%は月収が5千円未満となっています。授産施設で働いている人のうち、43.2%は5千円以上1万円未満の月収を得ていますが、33.8%は5千円未満にとどまっています。

精神障害者では、「働いていない」人が33.1%、「作業所で働いている」が50.4%です。作業所で働いている人の34.4%が5千円未満、23.0%が5千円以上1万円未満の月収となっています。

### (2) 在宅生活の状況

#### 在宅生活者の状況

アンケート調査回答者のうち、在宅生活者の割合は、身体障害者では41.8%、知的障害者では70.7%、精神障害者では86.5%、障害児では95.5%でした。

在宅の身体障害者のうち、「介助を受ける必要がない」という人が33.0%いますが、「父母」が主な介助者だという回答もほぼ同じ割合の30.3%に達しています。

在宅の知的障害者では、78.4%が主な介助者は「父母」と回答し、在宅の精神障害者でも同様に、66.1%が「父母」という回答になっています。

障害児の主な介助者は、93.0%が「お父さん、お母さん」という回答になっています。

#### 介助の必要性、介助者の課題

身体障害者のうち、肢体不自由ではトイレ、お風呂、着替え、外出、掃除や洗濯で、「手助けが必要」が50%を超えています。特にお風呂(71.0%)、外出(76.3%)、掃除や洗濯(69.9%)でその割合が高くなっています。

知的障害者では、療育手帳の「最重度」の場合、「家の中の移動」以外の項目で、「手助けが必要」という回答が、半数を上回っています。

介助者が困っていることは、「体が疲れること」「高齢になってきていること」「ストレスを感じること」が上位を占めています。障害児の介助者は、これらに加え「仕事に出られないこと」「緊急時のサービスがないこと」も多くなっています。

#### サービスの利用状況

何も利用していないという人は多く、身体障害者で約半数、知的障害者、精神障害者でそれぞれ約4割を占めていました。

身体障害者と知的障害者では、ショートステイの利用がそれぞれ18.3%、32.8%で最も多い利用割合となっています。

精神障害者ではデイケア・デイクラブが30.3%で最も多い利用割合となっています。

障害児では、デイサービスの利用が45.8%、相談や療育指導が35.0%となっています。

制度やサービスへの不満は、身体障害者、知的障害者では「緊急時に利用できない」という回答が多くなっていました。精神障害者では「サービスの情報がない」「利用の仕方がわからない」等、情報不足の課題があげられていました。また、障害児では「送迎がないので利用できない」「手続きが大変」という問題もあげられていました。

---

### (3) 施設の利点、課題

#### 入所施設の種類

身体障害者の施設入所者 151 名のうち、13.9%が授産施設、82.8%が療護施設に入所しています。

知的障害者の施設入所者 99 名のうち、57.6%が更生施設、15.2%が授産施設に入所しています。

精神障害者のうち、施設入所者は 17 名、障害児のうち、施設入所者は 9 名にとどまっています。

#### 施設入所の利点

身体障害者、知的障害者とも、「必要な生活支援を受けられる」（身体障害者：68.9%、知的障害者：61.6%）、「仲間と安心して暮らせる」（身体障害者：43.7%、知的障害者：49.5%）となっています。

#### 施設入所の課題

身体障害者では、「施設以外の友人と接する機会が欲しい」（24.5%）、「要望を聞いてくれる仕組みが欲しい」（22.5%）、「サービス選択ができるようにしてほしい」（19.2%）、「家族と一緒に行事がもっとあると良い」（19.2%）となっています。

知的障害者では、「もっと訓練を個別に行って欲しい」（19.2%）、「サービス選択ができるようにしてほしい」（18.2%）、「プライバシーが少ない」（16.2%）となっています。

### 今後の障害者の地域生活の支援

#### (1) 障害者はどの様に暮らしていきたいと思っているか

##### 地域で暮らしていきたい人が、いずれの障害も過半数

将来の暮らし方として、身体障害者の約半数、知的障害者、障害児の約6割、精神障害者の約8割は、家族や仲間、もしくは一人で自立して、地域で暮らしていきたいと回答しています。

##### 障害者自身の自立への意識の高まり

地域で暮らすために必要なことは、いずれの障害も「自分でできることは自分です」が上位2位までに入っており、障害者自身、自立に対する意識が高まっていることがうかがえました。

身体障害者、知的障害者、障害児は「障害者に積極的に接してもらおう」、精神障害者は「安定した仕事を持ち、経済的に自立する」の割合も高くなっており、周囲の人にも保護という視点ではなく同等に積極的に接して欲しい、経済的にも自立したいという意識の高まりもうかがえました。

##### 親や介助者が亡くなった時の不安が大きい、地域生活

地域で暮らすための不安は、いずれの障害も、親や保護者がいなくなった時の不安が最も多くあげられています(身体障害者:48.3%、知的障害者85.6%、精神障害者73.0%、障害児:83.0%)。

##### 施設における社会性、自立性を保った生活

施設入所者の不満、要望は、身体障害者では「施設以外の友人と接する機会が欲しい」「要望を聞いてくれる仕組みが欲しい」、知的障害者は「訓練を個別に行って欲しい」「サービスを選択できるようにして欲しい」、精神障害者は「プライバシーが少ない」、障害児は「サービスを選択できるようにして欲しい」などが多くあげられていました。

---

## (2) 地域に何が必要か

### 障害者に対する理解の促進

意見聴取では、障害者に対する理解が十分でないという意見も多く、以下のような指摘がありました。

精神障害者が地域で認知されず、偏見があり、ひっそりと暮らしています。  
外見ではわかりにくい聴覚障害者・オストメイトに対する理解が十分ではありません。  
自閉症に対する理解が不足しています。

### 障害によって異なる行政への要望

#### 【アンケート調査では】

障害共通で求められる支援のほかに、障害別に特徴が見られるものもあります。  
身体障害者、知的障害者は「施設の充実、質の向上」に対する要望が多くなっていました。  
精神障害者は「働く機会の提供」に対する要望が多くなっていました。  
障害児は「療育・教育の充実」（発達遅れの遅れや療育に対する支援への要望として「発達の状態にあった機能訓練」）に対する要望が多くなっていました。

#### 【意見聴取では】

精神障害者の場合は、住民の理解を求める意見が多くなっていました。  
内部障害者（オストメイト）からは、障害に対する理解のほか、多目的トイレの設置、公共施設等におけるヘルパーの配置等の意見がありました。  
コミュニケーション手段が十分ではなく、周囲との関係づくりに苦労していること、電光掲示板の設置等、設備整備の面でも課題があるとの指摘もなされました。

### 気軽に相談できる総合相談窓口

地域での生活に必要な支援として、「生活全般について総合的に相談にのってくれるところ」「身近なところで、ちょっとした相談にのってくれるところ」「身近なところで、いろいろなサービスを受けられるところ」という回答が、いずれの障害の場合にも、上位にあがっています。

意見聴取では、ピアカウンセリングの必要性や財産の保全等の面での支援として成年後見制度\*の充実を求める意見も出されました。

### 地域でのコーディネート機能

地域で暮らすために、様々な制度やサービスを自ら使いこなすことへの不安に関する意見もあり、コーディネートの必要性が指摘されました。

### (3) 障害者の地域生活を支える基盤

#### 居住支援：住まいの確保、住居内のバリアフリー化

居住場所について、集団で安心して住める住まいとして、グループホームや、居宅機能を持った大型施設に対するニーズが意見聴取でだされています。

住宅で困っていることは、いずれの障害も「通勤や買い物が不便」「床に段差がある」「トイレ、お風呂が使いにくい」が上位を占めていました。

#### 就労支援：自分にあった仕事の発見支援と受け入れ事業者の拡大

障害児が将来希望する進路は、「施設で訓練を受けながら働きたい」が25.9%で最も多く、次いで「一般の会社で働きたい」が16.5%、「働きたいが、働けないと思う」が12.5%となっています。

障害児が将来働くときに不安なことは、「受け入れてくれる事業者があるか」が70.5%で最も多く、ついで「自分に合った仕事が見つかるか」、「職場で上手くやっていけるか」となっています。

障害児が将来働くために「あったらよい」「充実して欲しい」と思うことは、「障害者を受け入れてくれる事業者の増加」が65.2%で最も多く、次いで「仕事につくための相談や支援」「職場の人への障害に対する理解の促進」がそれぞれ54.9%を占めています。

#### まちづくり：ハード面、ソフト面、両面からのバリアフリーなまちづくり

身体障害者の外出頻度は少なく、「年に数回」という人が約3割を占めています。

精神障害者は比較的外出頻度の多い人が多く、「週に4日以上」「週に2～3回」がそれぞれ4割弱を占めています。

通園、通学、通勤以外の外出の目的をみると、いずれの障害も「買い物に行く」「診療所や病院へ行く」の割合が高くなっています。

身体障害者、知的障害者は「ついてもらわなくては外出できない」人が過半数を占める一方、精神障害者は「ひとりで外出できる」人が約9割を占め、精神障害者の外出頻度が高い理由として、介助者のいない点が考えられます。

○外出の際に困ることとして、身体障害者は「建物や階段の段差」「歩道の障害物」「道路の段差」など、ハード面のバリアに関する項目が多くなっていました。

---

意見聴取では、視覚障害者の団体から、安全歩行ができるように、違法駐輪・駐車、商店等が路上に設置している看板の排除、点字ブロックの色・形の統一等の要望が出されました。

#### (4) 障害者も地域に貢献できる仕組みづくり

##### 施設整備や外出支援の充実と、障害者自身の主体性への支援

障害者が地域や社会の活動に参加するために必要なことをみると、障害によって特徴がみられ、身体障害者は「施設や設備の利用しやすさ」の割合が最も高く、さらに、身体障害者、知的障害者は共通で「外出の支援」「付添い人の確保」の割合が高くなっていました。また、精神障害者は「費用の負担が少ない」、「自分自身が積極的になる」、障害児は「施設や設備の利用しやすさ」「活動に関する情報提供」の割合が高くなっていました。

社会参加の面でも、聴覚障害者の団体からはコミュニケーションに問題があるという指摘がありました。マンションの清掃等に参加したり、地域に貢献しようという気持ちを持っていても、周囲と十分に意思疎通ができない等の問題が指摘されました。

##### 情報提供

視覚障害者、聴覚障害者からは情報の入手やコミュニケーションに困難があることが指摘されています。

視覚障害者からは、市政だより以外に、区役所から出される情報の音声化を求める意見がありました。

聴覚障害者からは、手話を理解する人が周囲にいてほしいという要望のほか、要約筆記等を求める意見がありました。

聴覚障害者からは、高等教育機関でのノートテイク\*の必要性についても言及されており、ボランティアの育成等により、地域で支援することも検討する必要があります。

##### 障害者団体の活動を通じた障害者の社会参加

意見聴取では、中途障害の場合に、なかなか積極的に外に出られない障害者もあり、団体と早い段階から接点を持つのがよいのではないかという意見も出されました。

団体側でも、新たな会員の獲得や、特に若い世代と接点を持つことに苦慮している実態が明らかにされました。

### (5) 地域の資源の活用、人材育成

#### 障害者団体との協力

今後は地域で障害者団体等が果たしていく役割も重要になります。個別の障害者のニーズを把握した上でのきめ細かい対応や、障害者と地域住民の間にたち、地域での障害に対する理解を深めていくこと等については、大きな役割が期待できます。また、障害者のピアカウンセリングでも重要な役割が期待できます。

地域でのボランティアを増やすため、講習等を実施することで、身近なところでのサポート体制が充実すると考えられます。

団体はいずれも人材、財源の面が課題となっています。人材面では、団体の運営方法やスキル等についてのセミナー等を社会福祉協議会などが提供することにより、支援することも考えられます。

#### 専門職の育成

今後地域での支援センターを拠点としたコーディネート機能が重要になってきます。

意見聴取では、コーディネーターの専門性の向上、コーディネート機能の向上を訴える声が多く、個別のケースに十分に対応できる体制、専門性の向上を図っていくことが求められます。

#### 民生委員の育成

地域で、障害者の身近にいる民生委員が障害の特性を十分に理解していないという指摘もなされています。

今後、研修の機会等を設け、民生委員の障害に対する理解を深め、身近な支援者としての機能を向上することが求められています。

#### ボランティアの育成

地域での支えは、専門職にとどまらず、ボランティア等にも期待できます。

地域住民の一員として障害者が安心して暮らすためにも、住民によって、支え合う関係を築いていくことが望ましく、この点からも、地域でのボランティアの育成を行っていくことが望ましいと言えます。

---

## (6) 地域の支援拠点

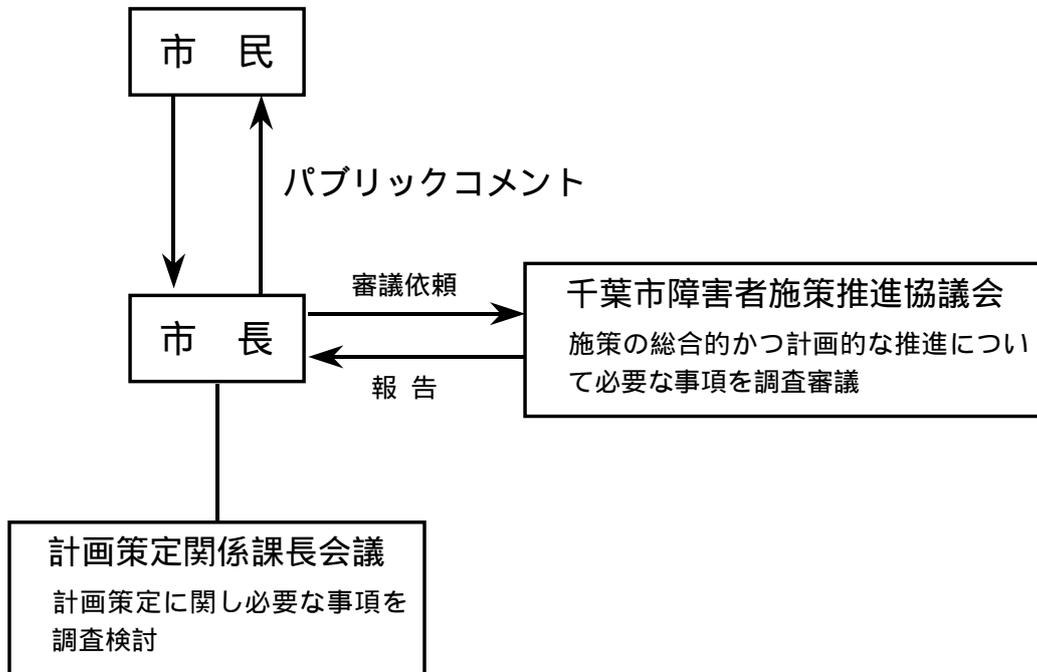
地域に求められる支援拠点としては、24 時間対応可能、専門職がいるところ等の意見が出されました。

配置については、小学校区に1つ、中学校区に1つ、区ごとに1つ等の意見がだされています。

全ての機能が1か所に集められたものというより、様々な拠点をネットワーク化して多機能としていくこと等も検討することができます。

2 計画策定関係資料

(1) 策定体制



(2) 策定経過

実施月	会議名等	事項
平成17年2~3月	障害者(児)実態調査	
9月	第1回計画策定関係課長会議	計画策定の趣旨、スケジュール等の検討
11月	第1回千葉県障害者施策推進協議会	計画策定の趣旨、スケジュール等の承認
11月	第2回計画策定関係課長会議	計画骨子の検討
12月	第2回千葉県障害者施策推進協議会	計画骨子の承認
12月	障害者団体個別意見聴取	計画骨子への意見
12月	第3回計画策定関係課長会議	計画素案の検討
平成18年1月	第3回千葉県障害者施策推進協議会	計画素案の承認
1~2月	パブリックコメント実施	計画案への意見
3月	第4回策定関係課長会議開催	計画(最終案)の検討
3月	第4回千葉県障害者施策推進協議会	計画(最終案)の承認

### (3) 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成4年3月19日

条例第14号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第3項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成6条例10・平成17条例36・一部改正)

#### (組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(平成6条例10・一部改正)

#### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(平成 6 条例 10・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 24 日条例第 10 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 6 年規則第 36 号で平成 6 年 6 月 1 日から施行)

附 則(平成 17 年 7 月 14 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### (4) 千葉市障害者施策推進協議会名簿

(氏名：五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
飯田 禮子	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
伊藤 文彦	身体障害者療護施設 若葉泉の里施設長	
岡田 正平	千葉市身体障害者福祉団体連合会会長	
木村 章	千葉市精神保健福祉審議会委員	
久保田 美也子	千葉市手をつなぐ育成会会長	
黒畑 常一	高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	
佐藤 俊一	淑徳大学総合福祉学部教授	副会長
穴倉 邦明	千葉市歯科医師会会長	
實盛 理	千葉商工会議所副会頭	
関川 秀吉	千葉公共職業安定所所長	
高野 正敏	千葉市知的障害者福祉施設等連絡協議会代表	
高山 功一	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
富永 格	国立病院機構 下総精神医療センター院長	
鳥内 弥彦	特定非営利活動法人 千家連理事	
伯野 中彦	千葉市医師会会長	会長
福田 佐知子	弁護士	
松井 利之	千葉市身体障害者福祉団体連合会副会長	
守屋 秀繁	千葉大学大学院医学研究員教授	
山浦 上次	千葉市特殊学級設置校校長会会長	
山形 武次	千葉市社会福祉協議会常務理事	

平成18年3月27日現在

### 3 主な用語解説

#### (か)

##### ガイドヘルプ (p40)

一人で外出することが難しい視覚障害者、全身性障害者、知的障害者にヘルパーが付き添い、移動を支援すること

##### 共同作業所 (p32、p44)

地域で就労が困難な在宅の精神障害者に対して、その特性に応じた作業指導や生活訓練等を行う施設

##### 強度行動障害 (p33)

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する不適応行動を頻繁に示す障害

##### 雇用率制度 (p42)

常用労働者の数に対する一定の割合の数の身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用する義務を事業主に課す制度

#### (さ)

##### 事務事業評価システム (p68)

個々の事務事業を目的妥当性、有効性、効率性の視点から客観的に評価するとともに、施策の体系に基づき、事務事業間の優先度を相対評価し、伸ばすべき事業、縮減すべき事業を峻別することにより、事務事業の選択、総合化及び重点化を図り、それらの評価結果を公表する仕組み

##### 社会福祉協議会地区部会活動 (p65)

おおむね中学校区を単位とした地域住民による自主組織である地区部会で、敬老会や地域住民の交流、仲間づくりを目的とした事業等の取り組み

##### 障害者週間 (p38)

毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」として、広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める事業を行う期間。

---

#### 障害者自立支援法（p1、p3、p4、p26、p31、p68）

障害者が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害の種別や年齢にかかわらず、共通の制度により、自立を支援する福祉サービスや医療等を給付することを定めた法律

#### ジョブコーチ（p42、p67）

就職又は職場への定着に際して課題がある障害者に対して、引き続き職場で安定して働くことができるように、事業所で障害者に一定期間、付き添って、障害者本人、家族や事業者に対して支援を行う人を指します

#### 成年後見制度（p37、p75）

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方を保護するための制度

#### 即時情報ネットワーク事業（p30）

社会福祉法人日本盲人会が提供する毎日の新しい新聞情報等を、地方点字図書館等がインターネットを利用して受け取り、希望する地域の視覚障害者（重複障害者を含む。）に点字物や音声等により提供する事業

### （た）

#### 千葉県福祉のまちづくり条例（p48）

高齢者や障害者をはじめとして、全ての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指し、その具体的な実現に向けて、高齢者や障害のある方々などが安全かつ快適に利用しやすい施設を整備することなどを定めた条例

#### 千葉市公共建築整備指針（p48）

公共の建築整備に対する基本的な考え方を示した方針

#### 千葉市交通バリアフリー基本構想（p49）

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上とその周辺における快適な移動空間を確保するための基本方針

#### 特別支援教育（p59）

学習障害、注意欠陥多動障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育

### (な)

#### ノートテイク ( p40、 p77 )

聴覚障害者や肢体不自由者の学習等を支援するため、ノートの代筆を行うこと

#### ノーマライゼーション ( p1、 p3、 p63 )

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

### (は)

#### 発達障害 ( p5、 p24、 p25、 p57、 p58、 p59、 p60、 p63 )

自閉症、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの通常低年齢で発現する脳機能の障害

(自閉症：脳機能の障害のため、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害で、3歳頃までに症状が現れる。)

#### 発達障害者支援法 ( p3、 p68 )

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の生活全般にわたる支援に関することを定めた法律

#### ピアカウンセラー ( p23 )

自らも同じ障害者である相談担当者のこと

### (ま)

#### 盲ろう通訳者 ( p30 )

盲ろう者に、人の移動やその場所の様子、話の内容等、盲ろう者の周りで起こっていることを盲ろう者に的確に伝える人

### (や)

#### ユニバーサルデザイン ( p1、 p8 )

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方

#### 要約筆記 ( p30、 p40 )

聴覚障害者に話の内容、会議の進行、講演の内容などを話の進行に合わせて、簡潔に書きと

---

めること

(ら)

ライフステージ (p8)

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階

リハビリテーション (p1)

障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方

(わ)

ワークホーム (p2、p32、p44)

一般家庭の居室等を利用して指導員やボランティアの方とつどい、ふれあい、軽作業を行う市単独制度としての活動の場

千葉市障害者計画  
～共生の地域社会をめざして～

---

発行 平成18年3月  
編集・発行 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害保健福祉課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
電話 043(245)5227  
FAX 043(245)5630  
E-mail shogaikikaku.HWS@city.chiba.lg.jp